

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

## エチオピア人権報告書 2016年版

### 概要

エチオピアは公式には連邦共和国である。与党のエチオピア人民革命民主戦線（EPRDF：Ethiopian Peoples' Revolutionary Democratic Front）は4つの民族ベース政党から成る同盟であり、政権を支配している。2015年5月の選挙ではEPRDF及び連携政党が人民代表議会（House of People's Representatives）の547議席全てを獲得し、5回連続で5年間の任期に渡る権力の座を維持した。2015年10月に議会はハイレマリアム・デサレン（Hailemariam Desalegn）を首相に選出した。政府は投票の独立的な監視プロセスを厳しく制限した。アフリカ連合（African Union）が唯一、国際機関として投票の監視を許可されたが、この選挙を「平穏、平和で信用できる」と評した。一部の非政府機関（NGO）の報告によると、選挙前は自由かつ公正な選挙に導く環境がまだ整っていなかった。不公正な選挙戦術の報告が複数あり、例として反対派の候補者や支持者に対する威嚇、そして6名の死亡が確認された選挙前後の暴力が挙げられた。

文民当局は時々、治安部隊に対する統制を維持しない場合もあり、また農村部の地元警察や地方の民兵組織が時々、単独行動に走ることもあった。

（2016）年中ずっと、治安部隊は抗議者に対して過剰な武力を行使し、数百名が殺害され、負傷者はさらに多数に上った。抗議活動集会は主にオロミア（Oromia）州とアムハラ（Amhara）州で発生した。（2016）年末時点で、10,000名を超える人々が依然拘留中と考えられていた。この人数には、（2016）年10月8日に発効した政府による非常事態宣言下での被拘留者が含まれる。多数の被拘留者が一向に裁判に至らない、弁護士を立てることができない、あるいは正式に刑事告訴されるに至らない状況であった。（2016）年6月10日、政府が設立したエチオピア人権委員会（EHRC：Ethiopian Human Rights Commission）が報告書を作成し、要約書を議会に提出した。EHRCはオロミア州で173名の死亡（治安部隊員及び当局者28名を含む）を確認し、治安部隊による武力行使は適切であったと強く主張した。EHRCはさらに、アムハラ州の国家特別治安部隊がアムハラ州のケマント（Kemant）族コミュニティに対して過剰な武力を行使したと強く主張した。（2016）年8月13日の国際NGO、ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW：Human Rights Watch）の報告によると、治安部隊が推定で500名余りの抗議者を殺害した。（2016）年10月の首相の説明によると、オロミア州だけで死亡者が「500名余りに上った可能性がある」。国連人権高等弁務官はオロミア州とアムハラ州の視察を要請したが、政府に拒否された。（2016）年10月2日にビショフトゥ（Bishoftu）で開催されたある宗教祭典で数十名が死亡した後、複数の集団による財産損害が発生した。（2016）年11月9日の国際NGO、アムネスティ・インターナショナル（Amnesty International）

の報告によると、2015年11月以降、800名余りが殺害された。

最も重大な人権問題は、抗議活動への対応時の治安部隊による過剰な武力行使や恣意的逮捕、政治的動機による訴追、そして市民団体やNGOの活動に対して依然続く制約であった。

他にも人権問題の例として以下が挙げられた：恣意的殺害；失踪；拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰；苛酷で生命を脅かす刑務所の状況；恣意的な逮捕、未起訴のままの拘留、及び長期間に及ぶ裁判前拘留；政治的影響を受ける弱い、過剰負担の司法機関；市民のプライバシー権に対する違法捜索を含む侵害；政府の「土地村有化」プログラムの実施過程における参加型の相談及び情報提供の欠如；市民の自由（言論及び報道の自由、インターネットの自由、学問及び文化的行事の自由、集会の自由、結社の自由、移動の自由を含む）に対する制約；宗教問題への干渉；国民が政権を選択する能力がほんのわずかしかない状況；警察、行政機関及び司法機関の汚職；市民団体及びNGOの活動に対する制約；女性に対する暴力及び社会的差別；女性器切除／女子割礼；児童虐待；人身売買；障害者に対する社会的差別、性同一性及び性的指向に基づく人々の社会的差別、HIV/AIDS患者に対する社会的差別；社会的暴力（民族性に基づく暴力、財産破壊、治安部隊員の殺害を含む）；労働者の権利に対する制限、強制労働及び児童労働（強制児童労働を含む）。

不処罰が問題であった。政府は概して、汚職を除き、虐待を働いた当局者を訴追又は別の形で処罰する措置を講じなかった。

## 第1節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

### a 恣意的な生命の剥奪及び他の法に基づかない又は政治的動機による殺害

政府及び政府職員が恣意的殺害や法に基づかない殺害を行ったという報告が多数あった。

(2016)年中ずっと、治安部隊が抗議者に過剰な武力を行使し、数百名を殺害した。抗議活動は主にオロミア州とアムハラ州で発生した。独立系のエチオピア国内NGO、人権評議会(HRCO: Human Rights Council)がオロミア州内の33地区を2015年11月から(2016年)2月20日にかけて取材し、それについて(2016年)3月14日に公表した報告によると、100件余りの超法規的殺害が発生していた。政府が設置したEHRCは(2016年)6月10日、議会に対し、オロミア州で173件の死亡(治安部隊員及び当局者28名を含む)を確認したと報告し、また治安部隊による武力行使は適切であったと強く主張した。EHRCはさらに、アムハラ州の国家特別治安部隊がアムハラ州のケマント族コミュニティに対して過剰な武力を行使したと強く主張した。EHRCは報告書を公開しなかった。(2016年)8月13日にHRW

が報告した推定によると、治安部隊が 500 名余りの抗議者を殺害した。

報告によると（2016 年）8 月 6 日と 7 日、オロミア州とアムハラ州の全域に渡る主要な都市や町で行われたデモに対応する中で治安部隊が約 100 名を殺害した。複数の政治的反対派集団の報告によると、政府部隊がオロミア州で 90 名余りの抗議者を殺害した。アムハラ州政府は死亡者を 7 名と報告した一方、他の情報筋によるとアムハラ州で 50 名余りが殺害された。

## **b 失踪**

報告によると、抗議活動に対する政府の対応の一環として治安部隊に逮捕された人々が失踪した。オロモ州での抗議活動に対する政府の対応に関して（2016 年）6 月に HRW が報告したところによると、児童を含む数百名が「行方不明」であった。

劣悪な刑務所運営を背景に、刑務所に拘留中の人々の家族の報告によると、被拘留者の所在を確認できず、消息が分からない状況であった。

## **c 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰**

憲法及び法律ではそうした慣行を禁じているが、治安当局者が被拘留者に拷問を加えたり、別の形で虐待したという報告が複数あった。

（2016 年）6 月に HRW が公表した報告書によると、治安部隊員が被拘留者を殴打し、未成年者も被害者に含まれた。治安部隊員は木製の杖、ゴム製の警棒、及び鞭を殴打に使用した。同報告書によると、複数の学生が手首を縛られて吊り下げられた状態で鞭打ちされたと述べ、4 名が足に電気ショックを加えられたと述べ、2 名が睾丸に錘を括り付けられたとのものであった。複数の女性被拘留者が、治安部隊員に強姦されたと報告した。同報告書によると、「HRW が面談した、拘留期間が 1 か月を超えていた人々のほとんどが、拷問に相当すると見られる扱いを受けたと回答した」。

報告によると、虐待はマエケラウィ（Maekelawi：公式拘留施設）、非公式拘留施設、警察署、及びキリント（Kilinto）連邦刑務所で発生した。警察捜査員がマエケラウィ（アディス・アベバ（Addis Ababa）に在る連邦犯罪捜査施設で、著名な政治囚を収容することが多い）で自白を引き出すために身体的／心理的虐待を行ったという報告が複数あった。報告によると捜査員は被拘留者から情報や自白を引き出すために殴打や電気ショックを加えた。HRW の報告によると、虐待は、拷問を含め、マエケラウィで発生した。2013 年の報告書に HRW

は、被拘留者に対する殴打、ストレスが掛かる姿勢の強要、手首を縛った状態での天井からの吊り下げ、長期間に渡る手錠、水掛け、口頭での脅迫、そして独房監禁を記載した。当局は依然、外交官や NGO によるマエケラウィの視察を制約したが、一部の NGO の報告によるとアクセスが制限されていた。

国連の報告によると、(2016) 年中 (12 月 20 日時点)、発生したとされるある事件について、複数のエチオピア平和維持軍要員に対する性的搾取及び虐待の申し立てが 1 件寄せられた。この申し立ては、国連南スーダン共和国派遣団に配属された軍隊員が被疑者であったが、エチオピア政府が調査を行った結果、裏付けがないと認定された。

### 刑務所及び収容施設の状況

刑務所及び拘留施設は依然として苛酷な状況で、場合によっては生命を脅かすほどであった。当局者が拘留施設、軍事施設及び警察署で囚人に殴打や拷問を加えたという報告が複数あった。報告によると、殴打後の医療処置が不十分な場合もあった。複数の囚人が火災で死亡した。

国内に 6 箇所の連邦刑務所と 120 箇所の州刑務所があった。(2016 年) 10 月 8 日に発効した非常事態宣言の間、政府はアワシュ (Awash)、ジウェイ (Ziway) 及びディラ (Dilla) に拘留施設があることを発表し、また容疑者はアディス・アベバ市内の様々な警察署に拘留される可能性があるとして説明した。全国に非公式拘留施設も多数存在し、例としてデデッサ (Dedessa)、ビル・シェレコ (Bir Sheleko)、トレイ (Tolay)、ホームマト (Hormat)、ブレイト (Blate)、タテク (Tatek)、ジジガ (Jijiga)、ホレタ (Holeta)、及びセンケレ (Senkele) が挙げられた。抗議活動に対する政府の対応の一環として、軍事施設、地方行政機関、及び政府所有の臨時施設に拘留された人々も居た。

地元 NGO がアダマ (Adama)、メケレ (Mekelle)、デブレ・ビルハン (Debre Birhan) デュラシェ (Durashe)、及びアワッサ (Awassa) のモデル刑務所を支援し、これらの刑務所は他の刑務所よりはるかに良好な状態であった。

警察署の拘留施設で裁判前拘留が発生し、状況は大幅に変動があったものの、複数の報告から察するに、衛生状態が劣悪で、警察が被拘留者に虐待を加えていたと見られる。

物理的状況：当局は時々、少年を成人と一緒に収監した。刑務所当局者は概して囚人を男女別に分けていたが、一部の施設で男女の混合が発生していた。

ひどい過密状態が頻発し、特に刑務所の就寝区画がそうであった。政府は囚人 1 人当たり日額約 9 ブル (0.40 ドル) 分の食料、水及び医療を提供したが、この金額は国内全域で変動があった。多数の囚人がこれを家族からの毎日の差し入れ又は地元販売業者から購入する食料で補った。他の複数の報告での指摘によると、当局者は一部の囚人が家族から食料を受け取ることを妨害した。連邦刑務所での医療は信頼できず、州刑務所は医療を受けられない状態に近かった。囚人は飲用水をごく限られた量しか利用できなかった。水不足が原因で不衛生な状態となり、ほとんどの刑務所に適切な衛生設備がなかった。多数の囚人が深刻な健康問題を抱えていたが、処置をほとんど又は全く受けていなかった。一部の囚人が必要な医療を受けることを刑務所当局者が拒否したという報告が複数あった。2012 年の保健省 (Ministry of Health) の説明によると、全国各地の監獄に収容された囚人の 62 パーセント近くが独房監禁、過密、そして不十分な医療設備／サービスに起因する精神衛生問題に見舞われていた。

オロモ州での抗議活動に対する政府の対応に関する (2016 年) 6 月の HRW の報告書によると、被拘留者は過密、食料と水への不十分なアクセス、及び独房監禁 (軍キャンプでの監禁を含む) を報告した。同報告書によると、ほとんどの場所で男女が一緒に監房に収容されたわけではないが、児童が成人と一緒に拘留されていた。

刑務所での火災が 2015 年にゴンドル (Gondar)、(2016 年) 2 月 19 日にアンボ (Ambo)、(2016 年) 9 月 1 日にデブレタボル (Debreabor) で発生し、また (2016 年) 9 月 3 日にキリント刑務所で発生した火災では少なくとも 23 名の囚人が死亡した。

政治囚の面会者及び他の情報筋によると、政治囚は他の囚人と比べ著しく異なる取扱いを受けることが多かった。申し立ての例として、適切な投薬又は医療処置を受ける機会の欠如、書籍又はテレビを利用する機会の欠如、そして運動時間の否認が挙げられた。少なくとも 1 件の、そうした申し立てが裁判所で公然と争われた訴訟において、裁判長は申し立てを刑務所運営機関に付託したが、当該機関は申し立ての検討を既に拒否していた。

運営：収監に関して透明性がなかったため、記録維持が適切かどうかの判断が困難であった。囚人が看守から虐待を受けても刑務所運営機関に苦情を申し立てる術がなかった。刑務所には申し立てに対応するオンブズマンがいなかった。一部の刑務所に囚人のための法務支援相談所があり、州レベルでは司法当局者、刑務所当局者及び他の政府当局者と職務上の関係が良好であった。刑務所当局者は被拘留者が検閲を受けずに訴状を司法当局へ提出することを許可した。裁判所が時々、そうした申し立ての聴聞を拒否することがあった。

法律では囚人が訪問者と面会することを認めている。反テロ宣言 (ATP : Anti-Terrorism

Proclamation) によると、弁護士は1日につき1名の依頼人に限り、かつ水曜日と金曜日に限り、接見することを許可される。申し立てによると、テロ活動で起訴された者に家族が連絡を取ることを当局が否認した。また、被告人が弁護士又は所属政党代表者と面会することを当局が否認したという報告も複数あった。場合によっては裁判前被拘留者が訪問者（家族及び弁護士を含む）と面会することを警察が許可しなかった。

(2016年)9月3日にキリントの連邦刑務所で火災が発生した後、複数の弁護士の報告によると、数名の囚人の面会が厳密に家族による刑務所訪問のみに制約された。会話の際、裁判、政治、及び虐待の申し立てといった話題に触れることができなかった。これはキリント、シェワ・ロビット (Shewa Robit) 及びジウェイの刑務所で報告された。

当局者は囚人による宗教的儀式を許可したが、これは刑務所によってまちまちで、同じ刑務所内でも区画毎に異なる場合すらあり、刑務所管理者の裁量権次第であった。被拘留者が適切な場所で祈祷を行うことを当局が否認したという申し立てが複数あった。囚人は刑務所の状況又は取扱いについて、裁判過程で裁判長に苦情を申し立てることができた。

独立的監視：(2016)年中、赤十字国際委員会 (International Committee of the Red Cross) は通常の活動の一環として、全国津々浦々の刑務所を訪問した。政府は他の国際人権団体による刑務所訪問を許可しなかった。

州当局は、以前は政府及び NGO 代表者が第三者の立ち会いなく囚人と面会することを許可していたが、(2016年)9月まで、そうした許可がひどく抑制された。報告によると、刑務所当局者は、非公開の場所も含め、市民団体代表者や家族が囚人と面会することを否認した。政府が創設した EHRC は議会から資金が拠出され、議会による監督の対象であり、連邦及び州の拘留施設のモニタリングを行い、広範な人権侵害の申し立てに対応する形で刑務所当局者や囚人の聞き取り調査を行った。ある NGO が引き続き、国内全域の様々な刑務所や拘留施設を訪問することを認められていた。

改善：政府は刑務所2箇所を新設した。

#### **d 恣意的な逮捕又は拘留**

憲法及び法律では恣意的な逮捕及び拘留を禁じているが、非常事態関連規制では法執行当局は裁判所発行の令状がなくても個人を逮捕及び拘留することを許可していた。抗議活動に関連する恣意的な逮捕及び拘留の報告が数千件あった。治安部隊が抗議者、教授、大学生、音楽家、実業者、医療従事者、ジャーナリスト、児童及び他の人々を恣意的に逮捕し、

拘留した。抗議活動が行われた後、治安部隊が 1 軒 1 軒回って野党党员や支持者を逮捕して恣意的に拘留し、暴動を扇動したとの理由で告発した。

## 警察及び治安組織の役割

連邦警察 (Federal Police) は首相府 (Office of the Prime Minister) に属し、議会から監督される。監督は緩やかであった。9 州がそれぞれ、州文民当局に属する州警察部隊又は特殊警察部隊を有する。地方民兵組織が全国津々浦々で活動しているが、州及び連邦の警察や軍対との連携は緩く、変動性があった。場合によってはこれらの民兵組織が与党の拡張機能を果たした。軍は抗議活動への対応に重要な役割を果たした。憲法では、非常事態が宣言された場合、軍が割り当てられた職務を遂行する旨、規定している。

不処罰が相変わらず深刻な問題で、抗議者に対する殺害や暴力についての不処罰も同様であった。連邦警察による虐待の捜査に使用される内部機構は不明であった。(2016 年) 6 月 10 日、政府が創設した EHRC が複数の抗議活動について議会に報告し、オロミア州で治安部隊員及び当局者 28 名を含む 173 名の死亡を確認したと説明し、治安部隊による武力行使は適切であったと強く主張した。EHRC はさらに、アムハラ州の国家特別治安部隊がアムハラ州内のケメント族コミュニティに対して過剰な武力を行使したと強く主張した。EHRC は報告書を公表しなかった。民間人に対する恣意的な逮捕や殴打など、地方の治安部隊による虐待に関する捜査結果を、政府は滅多に公表しなかった。

政府は引き続き、警察及び軍隊の要員向けの人権研修を支援した。政府は憲法や人権関連の国際的な条約及び協定に関する資料の増強を含めることによる、人権に関する研修とカリキュラムの改善及び専門化に向け、NGO 及び EHRC からの支援を受け入れ続けた。

## 逮捕手続及び拘留中の取扱い

憲法及び法律では被拘留者について、逮捕後 48 時間以内又は現地の状況や通信環境に応じて可能な限り速やかに裁判所へ連行し、起訴するよう要求している。裁判所への移動時間は 48 時間の期間に含まれない。令状があれば、当局は重罪容疑者を 14 日間、未起訴のまま拘留することができ、捜査が継続中であればさらに 14 日間延長することができる。裁判所は、治安当局者が容疑者を正式に起訴しないまま 14 日間を超えて捜査を継続することを許可した。

ATP の下、警察は捜査を実施中、人々を 28 日間、最長 4 か月間を限度に拘留する要請を出すことができる。法律では「凶悪犯罪」を含む様々な犯罪について、無令状逮捕を認めて

いる。容疑者が犯行中、犯罪を実行しようとしている段階、又は犯行を終えた直後の段階で見つかった場合も含まれる。ATP では、ある人物がテロ行為を既に実行又は実行中であると警察が合理的に疑う場合、無令状逮捕を認めている。

法律では、公式拘留施設を除く如何なる施設での拘留も禁じているが、地方の民兵組織又は他の公式及び非公式の法執行機関が、数は不明であるが非公式の地元拘留施設を使用していた。抗議活動に対する政府の対応の一環として、人々が軍事施設に拘留されたという例もあった。

機能的な保釈制度が用意されていたが、テロ行為、殺人、反逆及び汚職で起訴された人々は保釈制度を利用することができなかった。ほとんどの場合、当局は保釈金を 500～10,000 ブル (22～444 ドル) の範囲に設定し、これは大部分の国民にとって支払える金額ではなかった。政府は私的に弁護士を雇う余裕のない被拘留者向けに公選弁護人を用意したが、訴訟が法廷に持ち込まれる場合に限られた。一部の被拘留者が裁判前拘留の状態であった一方、当局は被拘留者が弁護士と連絡を取ることをほとんど又は全く許可せず、被拘留者の健康状態に関する情報を十分に提供せず、家族の面会も許可しない、という報告が複数あった。当局者が複数の囚人を同時に数週間に渡り外部と連絡が取れない状態に置き、また複数の民間人が期間を知らされないまま自宅軟禁状態に置かれた、という報告も複数あった。

憲法では当局に対し、非常事態宣言が出された場合は被拘留者の氏名を当人の逮捕後 1 か月以内に公表するよう要求している。実際、非常事態宣言の下で拘留された人々の氏名は概して公表されたが、必ずしも 30 日以内に公表されたわけではなく、民間人は必ずしも投獄された人々の名簿の所在を特定できる状況でもなかった。

恣意的な逮捕：当局は日常的に、抗議者、ジャーナリスト、及び野党党员を含め、人々を恣意的に拘留した。抗議活動への対応措置としての治安部隊による恣意的逮捕の報告は数千件に上った。(2016 年) 3 月 14 日の HRCO の報告書には 84 名が「違法拘留」状態として記載され、うち 4 名が後に釈放されていた。

(2016 年) 3 月 8 日、当局はアディス・アベバ大学の学生 20 名を拘留し、そして刑法の下、デマを通じた公衆の扇動、違法デモの開催、及び公衆に対する ATP 不服従の教唆の罪で起訴した。(2016 年) 8 月 1 日、連邦第一審裁判所 (Federal First Instance Court) はこれらの学生のうち 9 名を無罪放免とし、他の 11 名に対する罪状を軽減したが、(2016) 年末時点で後者の裁判はまだ継続中であった。

政府は相変わらず、ジャーナリストや、政府に反対の意見を表明する人々を恣意的に逮捕

していた (2.a 項参照)。(2016 年) 3 月 3 日、連邦警察は外国人特派員 1 名、フリーランス・ジャーナリスト 1 名、及び彼らの翻訳者をアワシユ・タウン近郊で一時的に拘留した。報告によると、警察が彼らの電話機と身分証明書を押収し、その後、アディス・アベバへ護送した。(2016 年) 3 月 4 日、当局は彼らを釈放したが、拘留理由の説明は全くなかった。

2015 年 12 月に警察は青の党 (Blue Party) の元広報担当者、ヨナタン・テスファイエ (Yonatan Tesfaye) を逮捕し、拘留した。(2016 年) 5 月 4 日、連邦検事総長が ATP 第 4 条を引き合いに出し、ヨナタンをフェイスブック (Fecabook) での偽名投稿を通じたテロ行為扇動の罪で起訴した。この裁判の聴聞を行った裁判所は罪状を第 6 条違反に変更した。第 6 条はテロ行為の教唆に関する規定で、量刑が第 4 条よりも軽い。(2016) 年末時点でヨナタンの裁判はまだ継続中であった。

2015 年 3 月にナイロビ (Nairobi) へ向かう途中にボレ (Bole) 国際空港で拘留された 3 名の訴訟に進展があった。(2016 年) 11 月中旬、裁判所はオモト・アグワ・オクウォイ (Omot Agwa Okwoy) に対する罪状を刑法に従って軽減し、またアシニー・アスティン・ティトイク (Ashinie Astin Titoyk) とジェマル・オウマー・ホジェレ (Jemal Oumar Hojele) に対する起訴を棄却し、この 2 名は釈放された。

裁判前の拘留：数名の被拘留者が、起訴又は裁判に至らないまま数年間拘留されたままであると報告した。裁判前拘留状態の囚人の割合と、平均拘留期間は不明であった。長期間に及ぶ法務手続、多数の被拘留者、非効率的な司法機関、そして職員不足が、頻繁な裁判遅延の要因であった。非常事態規制では、非常事態宣言が解かれるまで、裁判所の命令がなくても当局が人々を拘留することを認めている。

被拘留者が法廷で拘留の合法性に異議を唱える能力：法律では、被拘留者が逮捕の性質について伝達される権利を規定している。また、ある犯罪で告発又は起訴された人が上訴する権利も規定している。(2016) 年中、ある人が不法拘留されたという裁判所の裁定の報告例はなかった。法律では、不法拘留された人が補償を受ける権利は規定していない。

恩赦：(2016 年) 9 月、エチオピアの新年に恩赦を発令するという長年の伝統に従って、政府は 12,000 名余りの囚人を釈放し、これにイスラム教徒仲裁委員会 (Muslim Arbitration Committee) のアブベカー・アフメド・モハメド (Abubeker Ahmed Mohamed) 及び他の委員など、ATP の下で有罪判決を受けた囚人が含まれていた。これらのうち、757 名が連邦刑務所から、11,000 名余りが州刑務所から釈放された。

#### e 公正な公判の否定

法律では司法の独立を規定している。民事法廷は独立度が高い状態で機能していたが、刑事法廷は依然として弱く、負担が重く、政治的影響を受けやすい状況であった。憲法では宗教法廷と伝統的法廷又は慣習的法廷の双方を認識している。

## 裁判手続

法律により、被告人は「不当な遅滞なく」公正な公開裁判を受ける権利、推定無罪とされる権利、弁護人を自分で選ぶ権利、上訴権、自己有罪にされない権利、自分を弁護する証人及び証拠を提示する権利、検察側証人を反対尋問する権利、及び政府が保有する証拠を閲覧する権利を有する。しかし実際には、被拘留者が必ずしもこれらの権利を全て享受したわけではなく、その結果、弁護側弁護士は時々、適切な弁護を提供する準備が整わない場合もあった。被告人は必ずしも、推定無罪とされ、自分で選んだ弁護士と意思の疎通を図り、起訴時点からあらゆる上訴に至るまで必要に応じて適時に通訳を無償で付けてもらい、あるいは政府が保有する証拠を閲覧することができるとは限らなかった。多くの場合、被告人は裁判が始まるまで自分の具体的な罪状を知らされなかった。拘留中、情報又は自白を引き出す目的で被拘留者が拷問や他の虐待を受けたという報告が複数あった。

連邦政府の公選弁護人局 (Public Defender's Office) は貧しい被告人に弁護士を提供したが、弁護士不足を背景にサービスの範囲や質が不十分で、弁護士が場合によっては単独で一度に 100 件余りの事件やさらに多くの個人依頼人に対応せざるを得ない例もあった。多数の無料法務支援相談所が、主に大学を拠点として、様々なサービスを提供していた。国内の一部の地域では法律により、法科学学生や教授などのボランティアが無料で、法廷で依頼人の代理を務めることができる。

多数の農村部住民が正式な司法制度をほとんど利用することができず、紛争解決のための伝統的な仕組みに頼っていた。法律により、紛争当事者は全員、伝統的法廷又は宗教法廷が訴訟の聴聞を行うことができる状態になる前に係る法廷の使用に合意しなければならず、またいずれの当事者も随時、通常のカリコ所へ上訴することができる。シャリア (イスラム法) カリコ所は、イスラム教徒が関係する宗教訴訟及び家庭訴訟の聴聞を行うことができるが、裁判が始まる前にシャリアカリコ所の使用に両当事者が合意することが条件である。シャリアカリコ所は政府から多少資金提供を受け、イスラム教徒が圧倒的に多いソマリ (Somali) 州とアフール (Afar) 州で訴訟の大多数を裁いていた。長老評議会など、他の伝統的な司法制度も引き続き機能していた。一部の女性によると、女性は伝統的法廷制度において自由かつ公正な聴聞を受ける権利がなく、その理由は、地元の慣習において長老評議会への参加から女性を除外していることと、農村部では男女差別がまだ根強いことにあった。

## 政治犯及び政治的理由により拘留された者

(2016) 年末時点で、政治囚及び政治的理由による被拘留者の数は不明であった。政府はジャーナリストや政治的反対派の人々を拘留した。

警察は、公認政党であるオロモ連邦会議 (OFC : Oromo Federalist Congress) の副議長、ベケレ・ゲルバ (Bekele Gerba) と他に 21 名を、2015 年 11 月 12 月に逮捕していた。(2016 年) 4 月 22 日、検事総長がこれらの人々を ATP の下で起訴した。報告によると、当局はベケレ及び他の人々を、適切な医療や弁護士を含む訪問者との面会の否認など、不適切に扱った。彼らの裁判は (2016) 年末時点でまだ継続中であった。

(2016) 年中、警察は他にも、(2016 年) 11 月 30 日のメレラ・グディナ (Merera Gudina) を含め、政党の指導者や党員を逮捕した (第 3 節、「選挙及び政治的な参加」、「政党及び政治的な参加」も参照のこと)。

警察が 2014 年に拘留していた野党指導者及びその他を含む 10 名の事件にさらなる進展があった。(2016 年) 5 月 10 日、連邦高等裁判所 (Federal High Court) はゼラレム・ウォーカゲグネフ (Zelalem Workagegnehu) に懲役 5 年 4 か月、テスファイエ・テフェリ (Tefaye Teferi) に懲役 3 年 11 か月、そしてソロモン・ギルマ (Solomon Girma) に懲役 3 年 7 か月を言い渡した。同じ裁判における他の 2 名の被告人、ヨナタン・ウォルデ (Yonatan Wolde) とバヒル・デグ (Bahiru Degu) は無罪とされ、(2016 年) 4 月 15 日に釈放された。これとは別に検察は 2015 年 8 月に連邦高等裁判所によるハブタム・アヤリュー (Habtamu Ayalew)、イエシワズ・アッセファ (Yeshiwas Assefa)、ダニエル・シベシ (Daniel Shibeshi)、アブラハ・DESTA (Abraha Desta)、及びアブラハム・ソロモン (Abraham Solomon) の無罪判決を上訴した。(2016 年) 12 月 2 日、最高裁判所はハブタム・アヤリュー、イエシワズ・アッセファ、及びアブラハム・ソロモンの無罪判決を支持したが、ダニエル・シベシとアブラハ・DESTA の訴訟を高等裁判所に差し戻した。

ゾーン 9 (Zone 9) というブログ団体の訴訟にも進展があった。2015 年 10 月に連邦高等裁判所はナトナエル・フェレケ (Natnael Feleke)、アトナフ・ベラハネ (Atnaf Berahane)、アベル・ワベラ (Abel Wabella)、及びソレヤナ・シメレス・ゲブレミカエル (Soleyana Shimeles Gebremichael) (不在中) を無罪とし、ベフェカドゥ・ハイル (Befekadu Hailu) に対する告訴を軽減した。検察は無罪判決を最高裁判所に上告し、連邦高等裁判所はベフェカドゥ・ハイルの裁判の聴聞を続けた。(2016 年) 10 月 4 日、ナトナエル・フェレケは再逮捕された。彼は後に保釈されたが、あるレストランでの私的会話の中で行った政府に関する批判

的発言に関連する「デマを通じた公衆の扇動」の罪で起訴された。(2016年)11月11日、当局はベフェカドゥ・ハイルを再逮捕したが、(2016年)12月21日に不起訴釈放された。

## 民事上の訴訟手続及び救済方法

法律では人権侵害を民事法廷に訴える権利を国民に与えている。(2016)年中、国民がそうした訴訟を提起した例はなかった。

### f 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は不法な干渉

法律では概して当局に対し、私的財産の搜索に先立って裁判所発行の令状を取得するよう要求しているが、非常事態宣言の後、裁判所からの搜索事前承認が一時停止された。非常事態関連規定の改正において、治安当局者は搜索を実施する前に、理由と公式身分証明書を提示し、かつ地元住民が誰か同行しなければならなかった。法律では「緊急追跡」の例外を認めており、これはある容疑者が施設に侵入する、又は施設で実行された犯罪の対象に当たる品目を処分し、懲役3年超に処せられ得る犯罪の証拠が当該物件に隠されているという合理的嫌疑を警察が抱き、搜索令状の取得が遅れると証拠隠滅を可能にしてしまうおそれがある場合を指す。さらに、ATPでは連邦警察の長官又はその代理人が認可した場合、あるいはテロ行為が実行される可能性があるという合理的嫌疑を警察官が抱き、奇襲搜索が必要と判断する場合、人又は車両の無令状搜索を認めている。

複数の野党指導者やジャーナリストが、電話盗聴、他の盗聴及び監視の疑惑を報告し、また彼らの申し立てによると、政府職員が電話を掛け、金銭的寄付に関心のある団体(議会からテロリスト組織として指定されている団体)の代表者を装って、彼らを違法行為に引き込もうとした。

報告によると、政府は広範囲に及ぶ体系的な情報提供者網を使って、特定の個人の活動を報告させていた。複数の野党党员、ジャーナリスト及びスポーツ選手の報告によると、与党職員や民兵組織構成員が彼らの自宅や事務所に対して脅迫じみた不愉快な訪問を行い、彼らの家族を威嚇した。こうした報告例には無令状での家宅立ち入りや搜索が含まれた。

当局が反対派の人々を辞職させたという報告や、EPRDFに所属していない人々が時々、就職時に必要な「推薦状」を自分の居住区から得るに苦労したという報告があった(第3節、「政党及び政治的参加」参照)。

治安部隊は相変わらず、政府が尋問したい人々の家族までも拘留した。

中央政府と州政府は引き続き、アファール州、ベニシヤングル・グムズ (Benishangul-Gumuz) 州、ガンベラ (Gambella) 州、南部諸民族 (Southern Nations, Nationalities, and Peoples') 州、オロミア州及びソマリ州における、再定住の可能性も含めた加速開発 (非公式に「土地村有化」として知られる) 計画政策を実施した。これらの計画は、分散している農村住民を繰り返し発生する干魃の影響を受けやすい乾燥地域又は半乾燥地域から水、様々なサービス及びインフラにより近い指定されたコミュニティへ移転させるという、州政府による措置を伴うものであった。加速開発において明言された目的は、政府サービス (医療、教育及び浄水) の提供の改善、脆弱なコミュニティの自然災害や攻撃からの保護、そして環境を破壊する移動耕作パターンの変革であった。一部の観測筋の申し立てによると、計画の目的は商業的農業のための大規模な土地賃貸を実現することであった。政府はこの計画について、厳密に自主的なものであると説明した。政府はこの計画を 2015 年に完了する予定であったが、継続を決定した。

複数の国際的ドナーの報告によると、2011 年以降 18 回を超えた土地村有化視察からの評価は、体系的な憂慮すべき人権侵害の申し立てを裏付けるには至らなかった。彼らは約束されたインフラの確立が遅れ、補償が不十分であると認めた。コミュニティや世帯は食料支援、保健・教育サービス及び土地に関する当局からの保証に基づいて移転に合意したと見られるが、一部のコミュニティは水道ポンプや避難所など十分な基本的サービスが新たな移転先で整備される前に移転させられていた。フォローアップ視察の結果が示唆するところ、政府は影響を受けるコミュニティとの協議の改善に向けた措置をほとんど講じておらず、コミュニティは土地プロジェクトのために自分達の権利を譲渡した時点で十分な情報提供を受けていなかった。

## 第 2 節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など：

### a 言論及び報道の自由

憲法及び法律では言論及び報道の自由を規定しているが、非常事態関連規制にこれらの権利に対する制約が盛り込まれていた。当局は政府に批判的と認知されたジャーナリスト及び他の人々に嫌がらせを行い、逮捕、拘留、起訴及び訴追し、自己検閲の環境を生み出した。

言論及び表現の自由：非常事態関連規制には言論及び表現の自由を制約する様々な禁止事項が盛り込まれ、その結果、多数の独立的な発言者が拘留された、あるいは失踪した。規制では、暴力や社会不安を誘発するおそれのある黙示的又は明示的な扇動及びコミュニケ

ーション（人の頭の上に両腕を上げて交差するという、よく知られたオロモ州での抗議活動の象徴を含むと解釈される）、指定されたテロリスト集団又は反平和勢力とのコミュニケーション、教科書の保管及び流布、テロリスト集団のエンブレムの保管及び宣伝、宗教機関での説教及び教示において恐怖心を誘発又は対立を煽る扇動、身分又は民族性に基づく攻撃を誘発するおそれのある言動、国の主権と安全保障を損ねる形での個人による外国政府との情報交換、憲法違反に当たり主権と安全保障を損ねる形での政党によるジャーナリストへの概況説明を禁じていた。こうした禁止の結果、人々は自己検閲を行った。

当局は政府を批判した人々を逮捕、拘留し、嫌がらせを行った。複数の NGO の報告によると、政府を批判した人々が拷問を受けた。政府は威嚇を通じて批判を妨げようと試み、例としてジャーナリストや批判的意見をインターネット上で表明した人々及び反対派活動家の継続的拘留や、政治的反対派集団の活動の監視と干渉が挙げられた。一部の人は治安部隊による虐待について論じたことを理由に当局から報復を受けることを恐れた。当局はデマを通じた公衆の扇動に関連する法律規定の下、政府に批判的と見なされる発言を公然と又は私的に行った人々を逮捕及び拘留した。

報道の自由：非常事態宣言の下、エチオピア衛星テレビジョン（ESAT : Ethiopian Satellite Television）及びオロモ・メディア・ネットワーク（Oromo Media Network）からの情報の視聴又は報告が禁じられた。

複数の独立系ジャーナリストが、政府の印刷報道の使用に関する問題を報告した。民間印刷報道へのアクセスは、存在しないと言っていいほど少なかった。

アディス・アベバでは 9 社の独立系新聞及び雑誌の 1 週間の発行部数が合計 70,711 部であった。アムハラ語版と英語版が発行される 4 つの独立系の月刊雑誌及び隔週雑誌は合計 21,500 部であった。国営新聞は合計 85,500 部であった。新聞はほとんどが毎週又は隔週で発行されるほか、国営のアムハラ語及び英語の日刊紙と、民営のデイリー・モニター（Daily Monitor）紙があった。アディス・スタンダード（Addis Standard）という雑誌は非常事態宣言後すぐに、印刷版の発行を一時停止した。

政府系メディアは政府及び与党 EPRDF の見解を密接に反映した。政府は全国放送を行う 1 局のみのテレビ局を統制し、このテレビ局が、ラジオと併せて、国民の大半にとって主なニュースソースであった。6 つの民間 FM ラジオ局が首都で放送を行い、民間ラジオ局 1 局が北部のティグレイ（Tigray）で放送を行い、そして複数州で少なくとも 19 のコミュニティラジオ局が放送を行っている。国営のエチオピア放送公社（Ethiopian Broadcasting Corporation）が国内最大の放送範囲を持ち、その次が、与党系とされるファナ・ラジオ（Fana

Radio) であった。

政府は周期的に外国の放送を妨害した。法律では政治団体、宗教団体及び外国人による放送局の所有を禁じている。

暴力と嫌がらせ：政府は相変わらず、ジャーナリストの逮捕、嫌がらせ、及び訴追を行った。(2016年)12月中旬時点で、少なくとも12名のジャーナリストが拘留されたままであった。

2015年12月に警察は、オロミア国営テレビ(Oromia State TV)でニュースアンカー兼上級レポーターとして勤務していたフィカドゥ・ミルカナ(Fikadu Mirkana)を逮捕していたが、彼は(2016年)4月に釈放された。

2015年12月に当局はあるウェブベースの野党系新聞の編集長を務めていたジャーナリスト、ゲタチャー・シフェラウ(Getachew Shiferaw)を逮捕した。(2016年)5月19日、当局は彼をテロ行為容疑で起訴し、(2016)年末時点で彼の訴訟はまだ継続中であった。

ラジオ・ビラル(Radio Bilal)に所属し、2015年2月に当局に逮捕され、テロ行為容疑で起訴されたジャーナリスト2名の裁判が、連邦高等裁判所で継続中であった。

検閲又は内容の制限：政府による嫌がらせが原因で、ジャーナリストは繊細なテーマに関する報道を避けるようになった。多数の民間新聞の報告によると、政府が記事の配置要請や、政府に批判的と認知された記事に関する政府当局者からの呼び出しを通じ、非公式に編集上の統制を行った。民間部門及び政府系のジャーナリストは日常的に自己検閲を行った。国内及び国外双方の複数のジャーナリストの報告によると、自己検閲が増え、特に(2016年)10月8日の非常事態宣言施行後に増えた。報告によると、政府は広告業者に対し、政府に批判的な出版物に広告を掲載しないよう圧力を掛けた。

国家安全保障：政府はATPを使用して批判を抑圧した。ジャーナリストは2011年に政府がテロリスト組織として指定した5つの集団(ギンボット7(Ginbot 7)、オガデン民族解放戦線(ONLF: Ogaden National Liberation Front)、OLF、アルカイダ(al-Qaida)、及びアルシャバーブ(al-Shabaab))の取材を懸念し、これらの集団について報じると法律の下で処罰を受ける可能性の有無が曖昧であることに言及した。

インターネットの自由

政府はインターネットへのアクセスを制約及び妨害した。政府は周期的に、特に抗議活動発生時、オロミア州とアムハラ州の各地でソーシャルメディアサイトやインターネットへのアクセスをブロックした。時々、政府は全国規模でアクセスをブロックすることもあった。政府が適切な法的権限なしに私的なオンライン通信を監視しているという、信憑性のある報告が複数あった。国営のエチオ・テレコム (Ethio Telecom) が唯一の、エチオピア国内のインターネットサービス提供者であった。

(2016年) 6月7日、議会はコンピューター犯罪防止布告 (Computer Crime Proclamation) を可決した。その規定が過剰に広義で、言論及び表現の自由を制約しかねないという懸念が寄せられた。例えば、人々の間における暴力、無秩序又は対立を煽る記述、ビデオ、音声又は画像等をコンピューターシステムを通じて流布した者を懲役刑に処するという規定や、威嚇を行った者を懲役刑に処するという規定が含まれる。

(2016年) 7月、当局者が全国規模で数日間にわたり、全国学力試験が完了するまで複数のソーシャルメディアサイトをブロックした。政府によると、これらのサイトのブロックは「秩序正しい試験プロセス」に備えるために必要であった。(2016年) 5月、報告によると全国試験の内容がソーシャルメディア上で漏洩したため、政府が試験を延期していた。

(2016年) 8月6日と7日、政府は全国規模でのインターネット管制を敷いた。

非常事態関連規制にはインターネット、テキストメッセージング及びソーシャルメディアを通じて暴力や社会不安を煽る扇動及び通信を禁ずる規定が盛り込まれていた。

(2016年) 10月初旬以降、政府はアディス・アベバ、オロミア州の大部分、及び他の地域でインターネットへのモバイルアクセスを停止した。複数のソーシャルメディアサイトやコミュニケーションサイトへの有線アクセスも阻止された。対象にはフェイスブック、ツイッター (Twitter)、インスタグラム (Instagram)、ユーチューブ (YouTube)、スカイプ (Skype)、ワッツアップ (WhatsApp) 及びヴァイバー (Viber) をはじめとするソーシャルメディアサイト、ワシントン・ポスト (Washington Post) やニューヨーク・タイムズ (New York Times) などのニュースウェブサイト、及びその他、外国の大学のホームページやアマゾン (Amazon) などオンラインショッピングサイトをはじめ、多数のサイトが含まれた。

政府はインターネット上の一部のコンテンツへのアクセスを周期的に制約し、その度合いを強め、またブログ、反対派のウェブサイト、ギンボット 7、OLF 及び ONLF のウェブサイト、アルジャジーラ (al-Jazeera)、BBC 及びリアルクリアポリティクス (RealClearPolitics) などニュースサイトを含む多数のウェブサイトをブロックした。反対派の離散ユダヤ人集

団が運営する複数のニュースブログやウェブサイトはアクセス不能であった。例としてエチオピアン・レビュー (Ethiopian Review)、ナズレット (Nazret)、サイバーエチオピア (CyberEthiopia)、クアテロ・アムハリック・マガジン (Quatero Amharic Magazine)、及びエチオピアン・メディア・フォーラム (Ethiopian Media Forum) が挙げられた。

当局は電話通話、テキストメッセージ及び電子メールを監視した。当局は、インターネットブラウジングや電子メールの政府によるスクリーニングを使用者が迂回できるようにする、仮想プライベートネットワークプロバイダーへのアクセスをブロックする措置を講じた。そうした監視の結果、逮捕に繋がったという報告が複数あった。国際電気通信連合 (International Telecommunication Union) によると、2015年のエチオピアにおけるインターネット利用率は11.6パーセントであった。

2015年3月、シチズン・ラボ (Citizen Lab) というカナダのトロント大学 (University of Toronto) 附属研究センターが、2014年にESATの米国駐在職員のコンピューターがスパイウェアに感染されそうになった事件について報告した。ESATは離散ユダヤ人系のテレビ／ラジオ局である。シチズン・ラボによると、調査結果から政府の関与が疑われ、攻撃者はエチオピア情報ネットワーク・セキュリティ庁 (Ethiopian Information and Network Security Agency) であったと考えられるとのことであった。

## 学問の自由と文化的行事

政府は、学生の登録、教員の任命、及びカリキュラムを含め、学問の自由を制約した。当局は頻繁に、大学や高等学校の構内での言論、表現、及び集会の自由を制約した。非常事態関連規制では教育機関でのストライキ及び教育機関の閉鎖又は財産損害行為を禁じ、また当局には規制における禁止条項に違反する学生又は職員に対する措置を講じるよう教育機関に命じる権限を与え、法執行機関には教育機関に立ち入り、ストライキ又は抗議活動を統制する措置を講じる権限を与えている。

与党は相変わらず、教育省 (Ministry of Education) 通じ、与党に忠実な学生を大学院課程への割り当てで優遇した。一部の大学職員の話によると、与党に加入した学生は、卒業後にあらゆる分野で雇用の優遇措置を受けていた。

当局は、教員が公式授業計画から逸脱する能力を制限した。多数の事例報告が示唆するところ、非EPRDF党員は望ましくない役職に異動させられたり、昇進を避けられたりする可能性が比較的高い。EPRDF党員でない教員が党会合への欠席を理由に即座に解雇されたという報告が複数あった。学術関連職員配置の決定は依然として透明性を欠き、学術界から

は党員資格、民族又は宗教に基づく偏見の申し立てが多数寄せられた。

別の教育省令では私立大学が法学及び教育学の学位課程を提供することを禁じている。また同省令では公立大学に対し、科学課程と社会科学課程の比率を 70/30 とする同省の方針にカリキュラムを合わせることも要求している。結果として、公立学校で社会科学や人文科学を学ぶ学生が減り続け、私立大学の重点はひどく社会科学に偏っていた。

複数の報告から、オロモ大学の学生が監視され、反対意見を抱いている、又は平和的デモに参加したという疑惑に基づいて恣意的に逮捕されるというパターンが窺える。複数の報告によると、特にオロミア州で、学生の抗議活動に先立って、また学生デモに対する対応策として大学構内への治安部隊（制服隊員と私服隊員）の配属が集中的に強化された。

## **b 平和的集会及び結社の自由**

### **集会の自由**

憲法及び法律では集会の自由を規定しているが、非常事態関連規制では、非常事態を統括する司令所からの承認を得ていないデモやタウンホールミーティングを禁じた。(2016)年中ずっと、政府は集会の自由を尊重せず、多数の抗議者を殺害、負傷、拘留及び逮捕した(1.a 項、1.b 項、1.c 項、1.d 項及び 1.e 項も参照のこと)。抗議活動の大部分はオロミア州とアムハラ州に集中していた。(2016 年) 8 月 13 日の HRW の報告によると、2015 年 11 月以降、治安部隊が推定 500 名余りの抗議者を殺害した。(2016 年) 1 月 21 日と 10 月 10 日、国連専門家団が政府に「平和的抗議活動の弾圧」を止めるよう要求した。国連人権高等弁務官はこれらの州への立ち入りを要請したが、政府は許可しなかった。(2016 年) 11 月 9 日時点で、アムネスティ・インターナショナルの推定によると、少なくとも 800 名が殺害されていた。

(2016 年) 8 月 6 日と 7 日、報告によると、治安部隊がオロミア州とアムハラ州の全域に渡り主要な都市や町で同時に行われたデモに対応する中で約 100 名を殺害した(1.a 項参照)。

(2016 年) 10 月 2 日、報告によると、ビショフトゥで宗教祭典が開かれた際に数十名が殺害された。報告によると、群衆の扇動に対する、催涙ガスの使用や威嚇発砲を含む治安部隊の対応の結果、人々が暴徒化し、多数の死者を出す事態となった。(2016 年) 10 月 7 日、国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) は捜査を要求し、そして政府に対し、独立視察団によるオロミア州とアムハラ州の視察を許可するよう強く求めた。(2016 年) 10 月 10 日、国連の人権専門家から成る一団が (2016 年) 10 月 2 日の事件を明らかにし、そして政府に対

し、2015年11月からの抗議活動と抗議者に対して使用されてきた暴力について国際調査派遣団が捜査することを許可するよう強く求めた。政府が創設した EHRC がこの事件に関する捜査を実施したが、捜査結果は不詳であった。

非常事態宣言に先立ち、2名以上の公開会合又はデモの主催者は48時間前までに政府に通知し、許可を得なければならなかった。当局は許可の付与を拒否できなかったが、市民の安全又は移動の自由を理由に、行事を異なる時期又は場所で開催するよう要求することができた。ある行事を別の時期又は場所で開催すべきであると当局が判断した場合、主催者は法律により、要請提出後12時間以内に書面で通知を受ける必要があった。非常事態宣言後、それ以前に発行されていた許可証は無効と見なされた。

非常事態宣言に先立ち、政府は野党からの数件の抗議活動開催要請を否認したが、野党以外からの要請は承認した。野党の活動主催者の申し立てによると、ほとんどの場合、政府が干渉し、当局は抗議集会の一部を主催者の要請と異なる日付又は場所に変更するよう要求した。抗議活動主催者の申し立てによると、市民の安全上の懸念を理由に抗議活動の時期又は場所を変更する必要があるという政府の主張は信用できなかった。地方自治体当局者はほとんどが EPRDF 党員で、公会堂へのアクセスを規制し、また合法的政治集会の開催場所として公会堂を使用する計画を地元当局者が拒否した、あるいは別の形で妨害したという苦情が、野党から多数寄せられた。ホテル及び他の大型施設の所有者が内部ルールを引き合いに出して、政党による集会向けに施設内のスペースを活用することを禁じたという、信憑性のある報告が多数あった。州政府は、アディス・アベバ地域行政府を含め、大規模会合の許可又は警備の提供を渋った。非常事態宣言後、無許可のデモ又はタウンホールミーティングが禁止されたため、会合、研修会及び他の集会の主催が制限された。例えば、少なくとも1つの野党党員の報告によると、彼らは4名での会合すら阻止された。

## 結社の自由

法律では結社の自由と、制約のない平和的政治活動に関与する権利を規定しているが、政府はこの権利を厳しく制限した（第3節及び第5節参照）。

非常事態宣言及び付随する規制において、組織の運営能力を制約していた（第5節も参照のこと）。通信関連の様々な禁止と、寛容及び統一を損ねる法律が、報道や公的発言の自己検閲という結果を招いた。無許可のタウンホールミーティングの禁止により、会合、研修会及び他の集会の開催が制限された。国の主権と安全保障を損ねる形での外国の政府又は NGO との情報交換又は接触の禁止により、地元団体、国際団体及び他の人々間でのコミュニケーションが低減した。

非常事態関連規制では、政党が「憲法に反し、主権と安全保障を損ねる形で国内外のジャーナリストに概況説明を行うこと」も禁じた。

慈善団体布告（CSO : Charities and Societies Proclamation）法では、NGO への匿名寄付を禁じている。したがって、潜在的ドナーは全て、自分達の名前が周知されることを承知していた。これは政党へのあらゆる寄付についても同様であった。

平和的集会及び結社の自由に対する権利に関する国連特別報道官の 2012 年の報告書には、「これら（CSO 法）の規定の執行は、個人が結社を効果的に結成し運営する能力に壊滅的影響を及ぼす」と記載されていた。

エチオピアでの活動を希望する複数の国際 NGO が、エチオピアの在外大使館経由で申請書を提出しなければならなかった。その後、外務省（Ministry of Foreign Affairs）が申請書を慈善団体庁（Charities and Societies Agency）に提出して承認を求めるという手順であった。

#### c 信教の自由

以下の URL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書（*International Religious Freedom Report*）」を参照のこと。

[www.state.gov/religiousfreedomreport/](http://www.state.gov/religiousfreedomreport/)

#### d 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

法律では国内移動、海外渡航、国外移住及び帰還の自由を規定しているが、非常事態関連規制により国内移動が制約された。政府は国内移動と海外渡航の自由も制約した。

政府は国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）及び他の人道支援機関と協力して、国内避難民、難民、帰還難民、亡命希望者、無国籍者及び他の関心対象者へ、保護と支援を提供した。時々、当局又は武装集団が、エチオピアの国境など、不安定な状態の地域で人道支援団体が活動する能力を制限した。

国内移動：非常事態関連規制では、外交団が司令所への事前通知及び司令所からの承認なくアディス・アベバから 25 マイル圏外に移動することを禁じた。政府は（2016 年）11 月初旬にこの制約を撤廃した。治安上の懸念により、アムハラ州とオロミア州の限られた区域で食料配給及び他の人道支援を一時的に中止せざるを得なくなった。

海外渡航：非熟練労働者が雇用のため中東へ渡航することを禁じた 2013 年の禁止令が続いていた。この禁止令は、国民が投資又は他の事業上の理由で渡航する場合には影響しなかった。政府の説明によると、この禁止令の目的は、国外、特に中東で家事労働者として働く人々が嫌がらせ、威嚇及び外傷の被害に遭うことの防止であった。

当局が国外渡航を制約したという報告が複数あり、例えば（2016 年）3 月 23 日、国家諜報・治安局（National Intelligence and Security Service）の複数の当局者がアディス・アベバ市内のボレ国際空港で、OFC のメレラ・グディナ議長の出国を阻止した。（2016 年）6 月 15 日、メレラは出国を許可されたが、（2016 年）12 月 1 日に当局に逮捕された。

当局はゾーン 9 の事件関係者の渡航を制約した。例えば、当局はゼラレム・キブレット（Zelalem Kibret）というブロガーの旅券を 2015 年 11 月に没収し、国際航空便に搭乗できないようにした。空港保安当局者の話によると、彼は過去に逮捕歴があったために出国できなかった。当局はゼラレムの旅券を（2016 年）6 月 1 日に返却し、彼はその後、国外渡航を許可された。

亡命：過去数年間同様、ジャーナリストをはじめ複数の国民が、帰国すると政府から報復されるかもしれないという不安を理由に、自主亡命の状態でも国外に留まっていた。

## 国内避難民

国際移民機関（IOM: International Organization for Migration）によると、2015 年 8 月から（2016 年）8 月までの期間に、長期化した例や新規事例を含め、684,064 名の IDP が居り、多くはエルニーニョ現象の影響によるもので、過去数年間と比べ増加していた。

これらの IDP のうち 397,296 名は洪水や紛争による避難民であった一方、188,244 名はエルニーニョ現象関連の干魃の影響による避難民であった。別の 33,300 名は資源関連の競争に起因する避難民であった。エルニーニョ現象の影響を受けた人々はほとんどが地元へ帰還した。

IOM の推定によると、657,224 名が「長期化 IDP」、即ち現地融合、国内再定住又は帰宅など、恒久的解決策に至らない状態の人々と見なされた。避難長期化に理由の例として、部族間紛争や越境紛争、自然災害、IDP 再定住における政治的配慮又は地域社会の配慮、そして再定住資源の不足が挙げられた。これらの IDP のうち、283,092 名がソマリ州、148,482 名がアフール州、144,295 名がオロミア州、47,950 名が南部諸民族州、13,245 名がアムハ

ラ州、2,290名がディレ・ダワ（Dire Dawa）自治区、そして2,055名がハラル（Harar）州に居住していた。他に15,815名が洪水によって避難民となり、移動を続けている状態であったため、居住州を特定できなかった。

（2016年）8月のIOMの報告によると、41,316名又は7,844世帯がアムハラ州、オロミア州及びソマリ州で紛争や洪水が原因でIDPとなった。（2016年）8月24日から9月中旬にかけて、約8,000名がアムハラ州から北西部のティグレイ州へ移転した。これらのIDPの多くが移転の理由として挙げたのは、州内での最近の紛争や、民族性（ティグレイ族）を理由に標的にされるおそれがあるという意識の浸透であった。連邦政府は600万ブル（266,361ドル）をティグレイ州へ、IDP対応費用として配分した。この資金は、IDP流入人口が最も多かったヘメラ（Hemera）、アクスム（Axum）、メケレ（Mekele）及びシレ（Shire）の町に分配された。流入人口が最も多かったのはシレで、州全体のIDP対応費用のうち260万ブル（115,423ドル）が分配された。連邦政府は、IDPの恒久的融合の選択肢を追求すべく、ティグレイ州農業部（Regional Agriculture Department）が先導する委員会を創設した。

IOMの推定によると、（2016年）4月15日にガンベラ州で南スーダンから来たムルレ（Murle）族の集団による攻撃の結果、21,000名余りの人々が避難民となった（第6節、「他の社会的暴力又は差別」参照）。

政府は引き続き、災害リスク管理食料安全保障部（DRMFSS：Disaster Risk Management Food Security Sector）を通じ、IDPへの人道支援提供に積極的役割を果たした。連邦及び地方のDRMFSS当局者がIOM及びIOMパートナーと連携して、IDP人口のモニタリングを行った。

## 難民の保護

庇護へのアクセス：法律では庇護又は難民地位の付与を規定し、政府は難民に保護を提供するための制度を確立していたが、非常事態関連規制により無査証入国が禁じられた。

UNHCRによると、エチオピアは（2016年）8月時点で743,732名の難民を受け入れていた。難民は南スーダン（281,612名）、ソマリア（254,277名）出身者が大多数を占め、他はエリトリア（161,615名）、スーダン（39,317名）及び他の国々であった。イエメンからの亡命希望者が1,554名居た。

UNHCR、難民・帰還者管理局（Administration for Refugee and Returnee Affairs）及び複数の人道支援機関が引き続き、スーダンのブルー・ナイル（Blue Nile）州での紛争を逃れて来たスーダン人に対応し、UNHCRによると月平均1,500名が新たに到来していた。政府は南ス

ーダンからの亡命希望者（ほとんどが上ナイル（Upper Nile）州とユニティ（Unity）州から来た人々）にも支援を提供した。紛争や食料不安が根強く続いたため、エチオピアへの南スーダン人難民の流入が加速し、（2016年）8月の間だけで推定2,712名が到着した。

エリトリア人難民希望者の到着も続いた。約23パーセントが同伴者のいない未成年者であった。正規に到着した人々の多くが、二次的移住のためにエジプトやスーダン経由で欧州及び他の最終目的地を目指して出国した。

移動の自由：非常事態関連規制では、公認機関からの許可なく難民キャンプを去ることを禁じた。政府は、一部のエリトリア人難民がキャンプ外に居住することを認める政策を継続した。政府はそうした許可を、主に高等教育機関への通学、医療処置、又はキャンプでの治安上の脅威の回避を希望する人々に付与した。

雇用：政府は難民に労働許可を付与しない。

恒久的解決策：政府は難民の国内定住を歓迎したが、市民権獲得又は融合の手続を提供したわけではなかった。政府は一部の難民について、キャンプ外で居住し、非公式部門で生計を立てることを認める政策を支持した。難民の学生は、必要な試験に合格すれば大学に入学することができ、学費は政府とUNHCRが負担した。

### 第3節 政治的プロセスへの参加の自由

憲法及び法律では、普遍的かつ平等な参政権に基づいて無記名投票によって実施される自由かつ公正な定期的選挙で国民が政権を選ぶことを認めているが、与党が選挙面で有利な立場にあることから、この能力が制限された。

#### 選挙及び政治的な参加

最近行われた選挙：2015年5月にエチオピアは国会に当たる人民代表議会の国政選挙を実施した。2015年10月、議会はハイレマリアム・デサレンを首相に再任した。

2015年5月の国会議員選挙において、EPRDF及び連携政党が547議席全てを獲得し、EPRDFは5回連続で5年間の任期に就いた。政府による制約が、投票の独立の監視プロセスをひどく制限した。アフリカ連合が唯一、国際機関として選挙の観察を許可された。野党の観測筋は、地元警察による干渉、嫌がらせ、及び超法規的拘留を非難した。複数の独立系ジャーナリストの報告によると、投票所からの報告を含め、選挙の取材時にトラブルはほと

んどなかった。一部の独立系ジャーナリストの報告によると、彼らは適切かつ適時に申請書を提出した後、選挙前日に信任状を交付された。選挙前に放送討論会が 6 回実施され、ほとんどが完全に放送され、ほんのわずか編集された程度であった。討論会には全ての主要政党が参加した。2005 年の国政選挙以降に施行された様々な法律、規制及び手続により、選挙プロセス全体を通じて明らかに EPRDF が有利な環境が生じた。加えて、「比較多数得票主義」規定、即ち憲法で規定される通り、国会での議席獲得には 50 パーセント不足 1 票を必要とする規定が、選挙プロセスでの EPRDF の優位に寄与した。不公正な政府の戦術、例えば反対派の候補者や支持者に対する威嚇などの報告が複数あった。様々な報告から、選挙前と直後の期間に少なくとも 6 件の選挙関連の死亡事例が確認された。エチオピア全国選挙委員会 (NEBE : National Electoral Board of Ethiopia) は政治的に首相に依存しており、また政党登録や候補者資格認定に関する NEBE の決定に際し、与党以外の政党が発言する機会がない。NEBE は有権者教育やラジオ放送セグメントに単独で責任を担い、多数の現地語版の有権者教育関連マニュアルを配布した。

国会議員選挙評価においてアフリカ連合は選挙を「平穏、平和で信用できる」と表し、政府による登録業務を称賛した一方、選挙を裏打ちする法的枠組に関して懸念を提起した。NEBE は 3,500 万人を超える有権者を登録しており、不公正な有権者登録慣行の報告事例は全くなかった。

政党及び政治的な参加：政府は EPRDF が支配する体制であるが、複数の政党や一部の民族集団、特にアムハラ族とオロモ族を不当に制約し、これらの人々曰く、連邦レベルでは本当の政治的代表を欠く状況であった。非常事態関連規制により、政党の運営能力が制約された。例えば、同規制では「憲法違反に当たり主権と安全保障を損ねる形での国内外のジャーナリストへの概況説明」を政党が行うことを禁じている。

当局は、テロ行為容疑の場合を含め、政治的反対派の人々を逮捕及び訴追した (1.e 項「政治囚」参照)。政府当局者の申し立てによると、正当なオロモ族野党の党員の多くが密かに OLF のメンバーであり、もっと広い範囲で言えば、多数の与党の党員がギンボット 7 と繋がりを持っていた。

OFC の報告によると、当局は OFC 総書記のベケレ・ネガ (Bekele Nega) を 2015 年 12 月 30 日から自宅軟禁状態に置いたままである。報告によると、治安要員が彼にアディス・アベバの自宅から出ないこと、自分の電話を使用しないこと、あるいはメディアの取材に応じないことを命じた。当局は他にも、メレラ・グディナ及びベケレ・ゲルバを含む OFC 首脳及び党員を逮捕した (1.e 項「公正な公判の否定」、「政治犯及び政治的理由により拘留された者」参照)。

(2016年)10月11日、当局はブレン・メスフィン (Blen Mesfin) 及び他に3名の、登録政党である青の党 (Blue (Semayawi) Party) 党員を逮捕した。ブレン・メスフィンは「デマを通じた公衆の扇動」容疑で起訴された。当局は後に彼女の保釈を命じた。保釈予定日に当局は彼女を再逮捕し、未起訴のまま拘留した。彼女は(2016年)12月21日に釈放されたが、起訴されたか否かは不明であった。

EPRDF を構成する複数の政党が、党員を優遇し、多数の企業を直接所有し、また幅広く、忠実な支持者に就職や事業契約を斡旋していると認知されていた。複数の野党の報告によると、野党は事務所を開設するための家屋又は建物を賃借する際に困難に直面し、話によると EPRDF 党員が物件所有者を訪れ、野党に物件を賃貸しないよう説得又は脅迫したとのことであった。野党に所属する教員や他の政府職員の雇用を当局が打ち切ったという報告が複数あった。オロモ族の複数の反対派集団によると、オロミア州政府が相変わらず、野党党員、特に教員に対し、解雇を示唆して脅迫していた。失業中の若者は与党に所属していないと就職に必要な「推薦状」を自分の居住区から取得する際に苦労したという報告が複数あった。

登録政党は事務所を開設及び占有する場合、地元州政府から許可を得なければならない。複数の野党の報告によると、野党は州事務所の開設に必要な許可の取得に苦労し、組織化や政治活動を行う能力に悪影響を受けていた。「公開会合」の報告や公共集会の許可取得を政党に要求する法律も、野党の活動を阻止する目的で使用された。

女性及びマイノリティーの参加：女性又は少数派の人々の投票又は政治的生活への参加を禁ずる法律はないが、一部の州では極めて男性支配的な慣習が女性の政治的生活への参加を制限していた。女性は選挙で選ばれる役職と任命される役職のいずれにおいても占める割合が著しく低かった。(2016年)10月の内閣改造で、22の連邦政府閣僚職位のうち3つに女性が就任し、これに副首相3名中1名の女性も含まれ、また女性は国会の547議席のうち212議席を占めた。ティグレイ州議会は女性の占める割合が全国で最も高く、50パーセント(152議席中76議席)であった。

民族連邦主義を掲げる政府の政策は、全ての主要民族が連邦議会 (House of Federation) (二院制議会の一院) に代表者を送り出すことを意図する個別選挙区の創出に繋がった。80余りの民族が存在していたが、少数民族は議会のもう一院、人民代表議会に代表者がいない状態であった。

#### 第4節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律では当局者による汚職に対する刑事罰を規定している。政府が数名の当局者を汚職容疑で訴追したにも関わらず、多数の当局者が相変わらず汚職慣行に関与し、刑事責任を免れていた。政府は汚職撲滅を公約の最優先事項として掲げたが、汚職は政府内で増えていると認知されていた。

汚職：汚職、特に賄賂の教唆は、警察や司法機関の汚職を含め、依然として問題であった。一部の政府当局者は土地配分プロセスを操作したと考えられ、国や政党が所有する企業が借地権や与信の面で優遇されていた。連邦検事総長は汚職事件の捜査と訴追を付託されていた。

政府はオロミア州における社会不安の一部は汚職に起因するものと捉えた。例えば（2016年）6月9日、当局はオロミア州国家農業局（Oromia Regional State Agriculture Bureau）の元局長で事務次官の地位にあったゼラレム・ジャマネフ（Zelalem Jemaneh）を、汚職容疑で拘留した。

2015年8月に巨額の汚職と横領の容疑で逮捕された、オロミア州歳入庁（Revenues Bureau of Oromia Region）の元長官、ウォンディム・ビラトゥ・ケナア（Wondimu Biratu Kena'a）の裁判は、（2016）年末時点でまだ継続中であった。

（2016年）5月17日、高等裁判所は2013年に当局に逮捕された元諜報担当次官、ウォルデセラッシー・ウォルデミカエル（Woldeselassie Woldemichael）に対し、職権乱用及び未知の源泉からの財産形成で有罪判決を下した後、懲役10年と罰金50,000ブル（2,220ドル）を言い渡した。

資産公開：法律では全ての政府当局者及び政府職員に対し、財産及び個人資産の登録を要求している。法律では遵守しなかった者に対する財務上及び刑事上の制裁措置も規定している。大統領と首相は各自の資産を登録していた。連邦倫理・汚職防止委員会（FEACC：Federal Ethics and Anti-Corruption Commission）の報告によると、同委員会は26,584名の被任命者、当局者及び職員の資産を2015年7月から（2016年）4月にかけて登録した。同委員会は同じ期間中、以前登録されていた資産の再登録も行った。2015年11月時点で、95,000名の当局者が法律で要求される通り、各自の資産を登録していた。

FEACCは資産公開記録を保持した。法律により、これらの記録の閲覧希望者は書面で開示請求を行うことができる。家族資産に関する情報の閲覧は、FEACCが開示を必要と見なす場合を除き、制約され得る。

情報の一般公開：法律では政府情報の一般公開を規定しているが、総じて制約されていた。法律では不開示の根拠の概要を示す例外を狭い範囲で挙げている。概して、書面での開示請求から 30 日以内に回答が為されなければならない、手数料は請求に対する回答の実費を超えてはならない。法律では当局者による不遵守の場合の罰則のほか、開示否認の再検討を求める上訴機構も定めている。(2016) 年中の開示件数又は否認件数に関する情報は入手できなかった。

政府は法律及び規制を、発効前に官報 (Federal Negarit Gazeta) で公表する。政府通信業務室 (Government Communications Affairs Office) が政府、報道機関及び一般市民の間での連絡を管理していたが、民間報道機関によると政府は滅多に報道機関からの問い合わせに対応しなかった。

#### 第 5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

少数の国内人権団体が活動していたが、政府から著しく制約されていた。政府は概して、国内外の人権団体や観測筋を信頼せず、用心深かった。国営メディアは、HRW など国際人権団体に対して批判的であった。

CSO 法では、資金の 10 パーセント超を外国の資金源から調達する慈善団体や各種団体 (NGO 又は CSO) が人権及び民主的権利を推進する活動、あるいは国民、国籍、人民、男女及び宗教の平等、児童及び障害者の権利、紛争の解決又は調停、又は司法機関及び法執行機関の業務効率化を促進する活動の従事することを禁じている。法律では市民団体が良い統治、人権、汚職、及び透明性に関する疑問を提起する能力を厳しく抑制し、またこれらの問題に取り組む国内外の多数の NGO に対し強制的に、唱導を止めるか、あるいは権利関連の唱導以外の活動で再登録し、それらに専念するよう要求した。

一部の人権擁護団体が依然、国内慈善団体として登録し、つまり、外国のドナーから 10 パーセントを超える資金を調達できない立場であったが、指定された区域内で、又は居住慈善団体として活動することはでき、その場合、外国からの寄付が 10 パーセントを超えてもよいが、当該区域内で唱導活動を禁じられた。

非常事態宣言及び付随する規制において、組織の運営能力を制約していた。通信関連の様々な禁止と、寛容及び統一を損ねる法律が、報道や公的発言の自己検閲という結果を招いた。無許可のタウンホールミーティングの禁止により、会合、研修会及び他の集会の開催が制

限された。国の主権と安全保障を損ねる形での外国の政府又は NGO との情報交換又は接触の禁止により、地元団体、国際団体及び他の人々間でのコミュニケーションが低減した。一部の区域で夜間外出禁止令は、人権調査を妨げた。あらゆる組織が法執行当局から要求されたら情報を提供しなければならないという義務は、情報の秘密性に関する懸念をもたらした。

(2016年) 7月、8月及び10月に、当局は7名の HRCO メンバーを逮捕した。(2016年) 10月23日、当局は HRCO の25周年記念を祝う資金集め行事を解散させた。当局の主張によると HRCO は集会について司令所に追加承認を求めていなかったとされたが、実際には非常事態宣言の開始前にこの行事について承認を求め、既に承認を得ていた。(2016年) 11月27日時点で、少なくとも3名の HRCO メンバーが依然拘留中であった。

政府はほとんどの NGO について連邦刑務所及び警察署の視察を否認し、拘留場所を開示しなかった。政府は、適用免除を受けているある国内 NGO が国外の資金源から無制限に資金を調達し、囚人を訪問する人権擁護活動に従事することを許可した。複数の NGO が、囚人が減刑される可能性の向上に積極的役割を果たした。

当局は一部の地域で、人権団体、報道機関、人道支援機関、及び外交使節団のアクセスを制限した。

政府は慎重を期すべき区域への NGO のアクセスに関して明確な政策を欠く状態が続いたため、州政府や軍の当局者が頻りに NGO からのアクセス要請を連邦政府に付託するという状況を招いていた。当局者はジャーナリストに対し、一部の州に立ち入る前に登録を要求するか、又はアクセスを否認した。州警察又は地方民兵組織が治安上の懸念を理由に、特定の日に特定の場所への NGO のアクセスを阻止したという報告が複数あった。

国連又は他の国際機関：政府は OHCHR 又は国連専門家団からの調査要請に協力しなかった。(2016年) 8月、国連人権高等弁務官は政府に対し、独立視察団がオロミア州及びアムハラ州に立ち入ることを許可するよう強く求めた。報告によると、同弁務官はこれら2州全域での過剰な武力行使の申し立てを調査しなければならないと述べた。政府は広報官を通じて要請を却下し、広報官が(2016年) 8月11日にある国際メディアに語ったところによると、国連は意見を述べる権利を与えられるが、政府は国民の安全に責任を負っているとのことであった。広報官曰く、政府は独自に調査を開始する意向であった。(2016年) 10月7日、ビショフトゥでの宗教祭典で複数名が死亡したことを受け、OHCHR は独立査察団がオロミア州及びアムハラ州に立ち入ることを許可するよう、政府にあらためて要請した。(2016年) 10月10日、国連人権専門家団が政府に対し、ある国際調査委員会による調査

を許可するよう強く求めた。

拷問及び他の残虐、非人道、若しくは品位を傷付ける取扱い又は刑罰に関する国連特別報道官からのエチオピア訪問要請は、依然として未回答のままであった。

政府の人権団体：報告によると、EHRCは数百件の人権問題の訴えを調査し、実地調査を企画し、刑務所の状況改善に関する勧告を提供するための刑務所訪問を実施し、年次及びテーマ別の報告書を作成した。(2016年)6月10日、EHRCは議会へ、オロミア州で173名の死亡(治安部隊員及び当局者28名を含む)を確認したと報告し、治安部隊による武力行使は適切であったと強く主張した。EHRCはさらに、アムハラ州の国家特別治安部隊がアムハラ州のケマント族コミュニティに対して過剰な武力を行使したと強く主張した。EHRCは報告書を公開しなかった。EHRCは(2016年)9月3日のキリント刑務所での火災も調査した。EHRCは112箇所の法務支援センターを22の大学及び2つの市民社会団体、エチオピア女性弁護士協会(Ethiopian Women Lawyers' Association)、及びエチオピアキリスト教徒弁護士協会(Ethiopian Christian Lawyers Fellowship)と協力して運営していた。

オンブズマン事務所(Office of the Ombudsman)は行政機関出先事務所による行政上の管理不行き届きの申し立てを調査する権限を有する。2015年7月から(2016年)6月にかけて、同事務所は2,849件の申し立てを受け付け、オンブズマンが1,231件(前年からの209件を含む)の調査を開始し、権限外の1,827件の他の事務所に付託した。同事務所は調査した1,231件のうち1,010件(82パーセント)を解決し、221件がまだ継続中であった。同事務所が調査した申し立ての大部分で土地、公共サービス管理、サービス提供遅延、不公平な決定、社会保障、及び情報公開に対処した。

## 第6節 差別、社会的虐待及び人身売買

### 女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：法律では強姦を刑事罰の対象とし、事件の重大度に応じて5年以上20年以下の懲役刑を規定している。法律では配偶者強姦を明示的に取り上げていない。政府は法律を十分に執行したわけではなく、これは部分的に過少報告が背景にあった。虐待者の訴追、有罪判決又は処罰の件数に関する最近の統計は入手できなかった。

ドメスティック・バイオレンスは違法であるが、政府による法律の執行は一貫性がなかった。ドメスティック・バイオレンスは、配偶者強姦を含め、蔓延する社会問題であった。

被害者が被った損害の重大度に応じて、罰則は少額の罰金から最長 15 年の懲役の範囲である。

女性は警察と裁判所が頼りであったが、社会規範や限られたインフラにより、特に農村部で、多数の女性が法的救済措置を求めることを妨げられた。政府は限られた規模で違反者を訴追した。

ドメスティック・バイオレンスや強姦の訴訟は大幅に遅れることが多く、優先度も低かった。性別に基づく暴力を背景に、司法制度における著しい男女格差が依然として残り、これは文書化と捜査が不十分な状況が原因であった。女性や少女に対する性別に基づく暴力は、文化的許容、羞恥心、報復に対する恐怖、あるいは法的保護を被害者が知らないことを背景に、過少報告であった。

「児童に優しい」法廷が、児童や女性に対する暴力が関係する事件の聴聞を行う。警察官は複数の国内 NGO 及び女性・児童・青年問題省 (Ministry of Women, Children, and Youth Affairs) が実施するドメスティック・バイオレンス研修の受講を要求された。女性・児童問題を担当する委員が EHRC に就任していた。

女性器切除／女子割礼 (FGM/C): FGM/C は違法であるが、政府は積極的にこの禁止を執行、又は実践者を処罰したわけではなかった。国連児童基金 (UNICEF) によると、女性及び少女の 74 パーセントが FGM/C 経験者であった。刑法では陰核切除を刑事罰の対象とし、量刑は 3 か月以上の懲役又は 500 ブル (22 ドル) 以上の罰金である。陰門封鎖は 5 年以上 10 年以下の懲役に処せられる場合がある。しかし、FGM/C を理由とする刑事告訴の例は未だかつてない。

報告によると、FGM/C 発生率は減少傾向にあった。UNICEF は 2011 年の福祉モニタリング調査に言及し、出生から 14 歳までの少女の 23 パーセントが FGM/C 経験者であることを認めた。FGM/C に関する統計には変動があったが、2013 年からのある報告書によると、アフール州、ソマリ州及びディレ・ダワ自治区が FGM/C 発生率が最も高かった。都市部ではさほど多くなかった。

FGM/C 実施年齢は民族、実施する FGM/C の種類及び地域によってまちまちである。北部では FGM/C が出生直後に実施される傾向にあった一方、南部では FGM/C が結婚と密接に関連付けられる傾向が強く、後で実施されていた。少女は典型的に出生 7 日後に陰核切除を施され (陰核の切除と、多くの場合部分的陰唇切除から成る)、思春期に入った段階で陰門封鎖 (最も極端かつ危険な形態の FGM/C) を施された。政府の戦略は、違反者の訴追より

寧ろ、公立学校での教育、保健拡張プログラム及び広範なマスメディアキャンペーンを通じてこの慣行を止めさせることであった。国際的な二国間ドナーや民間団体が、法的取締りより寧ろ政府主導の鋭敏化政策に従って、FGM/C の低減に向けた地域教育活動に積極的に取り組んだ。

他の有害な伝統的習慣：誘拐による結婚は違法であるが、一部の州で依然、政府による対策をよそに続いていた。誘拐による結婚には大抵、性的関係の強制が付随し、誘拐過程で女性が身体的虐待を受けることが多かった。誘拐は課程、コミュニティ及び民族間での対立に繋がった。誘拐事件では、被害者が実行犯との結婚に合意すれば、実行犯が処罰されずに済んだ。

セクシャル・ハラスメント：セクシャル・ハラスメントが蔓延していた。刑法では 18 か月以上 24 か月以下の懲役刑を規定しているが、当局は概してハラスメント関連法を執行しなかった。

性と生殖に関する権利：夫婦及び個人は概して、子どもの数、年齢差及び出産時期を決める権利を有し、性と生殖に関する健康を管理し、それを実行するための情報と手段にアクセスすることができ、差別、強制又は暴力を免れる権利を有する。実際には、性行為の強制が発生する誘拐による結婚など伝統的慣行が、この権利を制限していた。2016 年の人口統計・健康調査 (DHS) によると、妊産婦死亡率は低下し、生児出生 100,000 件当たり 412 件であった。妊産婦死亡率を調査したある記事では、閉塞性分娩／子宮破裂、大量出血、妊娠高血圧障害、及び敗血症／感染症を、2000 年～2012 年の期間における死因の上位 4 つとして挙げた。2016 年の DHS では現代的避妊法の実施率を、全国の既婚女性について 35 パーセント、性的に活発な未婚女性について 55 パーセントと認めた。既婚女性の場合、実施率は以前の DHS 調査結果と比べ、上昇していた。2016 年の DHS によると、熟練の助産師による出生率が 28 パーセントに高まり、医療施設での出産率も 26 パーセントにまで上昇した。中絶は違法であるが、多数の例外が規定されている。違法で危険な中絶の発生率は法改正後に低下し、これも部分的に妊産婦死亡率低下の要因であった。妊産婦・児童保健サービスは全て、公共部門では無償で提供されていたが、国内の比較的辺鄙な地域では輸送手段の問題を背景に、上質なサービスの利用面で課題がまだ残っていた。

差別：女性に対する差別が問題で、特に人口の 80 パーセントが居住すると推定される農村部で最も深刻であった。法律には差別的規制が残っており、例えば夫を法律上の家長と認め、5 歳以上の子どもの唯一の保護者として認識するという規定が挙げられる。裁判所は概してドメスティック・バイオレンスをそれ自体、離婚を認める正当化事由と捉えなかった。婚姻の持続年数、育てた子どもの数、及び共有財産に関係なく、法律では夫婦関係が終了

した場合に女性に与えられる権利を 3 か月分の財政支援しか認めていない。法律では限定的に内縁関係を認識していた。内縁関係の夫は家族に財政支援を提供する義務がなく、結果的に女性と子どもが時々、放棄される事態に直面した。伝統的裁判所は依然、経済的關係と社会的關係に慣習法を適用していた。

憲法では土地及び天然資源の所有権について、「排他的にエチオピアの国家と人民に与えられる」と規定している。男性と女性の双方が土地使用权を有し、これを相続させることができるが、土地関連法は州によって異なる。連邦及び州の土地関連法全てにおいて、政府所有地にアクセスする権利を女性にも付与している。相続関連法でも寡婦が婚姻中に取得した夫婦共有財産を相続することを認めている。

都市部では女性の雇用機会が男性より少なく、就職しても概して、同等の仕事に対して同等の給与を支給されるわけではなかった。女性が有給雇用、信用、及び企業を所有又は経営する機会を利用できる状況は概して、教育・訓練の水準が比較的低いことや、伝統的姿勢によって限られてしまっていた。

## 子ども

出生登録：市民権は親から得られる。法律では全ての子どもを出生時に登録するよう要求している。病院で生まれた子どもは登録されていたが、病院以外で生まれた子どもはほとんど登録されなかった。子どもは圧倒的多数が、特に農村部では自宅で生まれていた。(2016)年中、政府は出生登録率向上に向けたキャンペーンを開始した。

教育：法律では教育を義務としていない。政策として初等教育は普遍的で無償であったが、学校が足りずに児童を十分に受け入れることができず、特に農村部がそうであった。学用品の費用は多くの家庭にとって法外に高額であった。学校に入学する生徒数は、熟練教師を配属できるペースよりも速いペースで増加した。実質的な小学校入学率は男子が 90 パーセント、女子が 84 パーセントであった。

児童虐待：児童虐待が蔓延していた。口蓋垂切除、扁桃腺剥離、及び乳歯抜歯が、最も頻度の高い有害な伝統的慣行の例として挙げられた。アフリカ児童政策フォーラム (African Child Policy Forum) が刊行した 2013 年版「アフリカ児童福祉報告書」(African Report on Child Wellbeing) では、政府が児童に対する性的暴力の罰則を強化したことを認めた。「児童に優しい」法廷が、児童や女性に対する暴力が関係する事件の聴聞を行っていた。女性・児童問題を担当する委員が EHRC に就任していた。

早期結婚及び強制結婚：法律では法定結婚年齢を男女共に 18 歳と定めているが、当局はこの法律を一様に執行せず、農村世帯はこの規定を知らない場合もあった。複数州で、年長の男性が少女と結婚することが慣習であったが、この伝統的慣行は精査と批判の増大に直面し続けていた。未成年結婚に対処する政府の戦略では違反者の処罰より寧ろ、教育と仲介に焦点を当てた。

2015 年の UNICEF の報告によると、20 歳～24 歳の女性の 16 パーセントが 15 歳未満で、41 パーセントが 18 歳未満で結婚していた。2011 年の DHS によると、調査対象の 20 歳～49 歳の女性における初婚年齢の中央値は 17.1 歳であったのに比べ、2005 年の調査では 16.5 歳であった。

アムハラ州とティグレイ州では、7 歳の幼い少女が結婚していた。児童結婚はアムハラ州で最も多く、女子の約 45 パーセントが 18 歳未満で結婚し 2011 年の DHS によると初婚年齢の中央値は 15.1 歳であったのに比べ、2005 年の調査では 14.7 歳であった。アムハラ州政府と、それほどでもないがティグレイ州政府も、女子、若年女性、親、コミュニティ指導者及び医療従事者を対象に、早期結婚に伴う問題について教育するプログラムを提供した。

女性器切除／女子割礼 (FGM/C)：上記の「女性」を参照のこと。

児童の性的搾取：合意の上での性行為が認められる法定最低年齢は 18 歳であるが、当局はこの法律を執行しなかった。法律では未成年者との性交渉について、3 年以上 15 年以下の懲役刑を規定している。法律では、未成年者による性行為を見せる猥褻物取引について、懲役 1 年及び罰金 10,000 ブル（444 ドル）の罰則を規定している。法律では未成年者売春からの受益と、未成年者への売春勧誘を禁じているが、商業目的での児童の性的搾取が相変わらず、特に都市部で発生していた。報告によると、幼いところでは 11 歳の少女が売春宿で働かされていた。客は大抵、少女が性感感染症を罹患していないと信じ、買春を求めた。幼い少女が農村部から都市部へ売られていた。少女は売春婦として、ホテル、バー、リゾート街、そして農村部のトラックストップでも搾取されていた。複数の報告から察するに、家族が少女に売春を強制していた。

幼児殺害又は障害を持つ児童の殺害：儀式的及び迷信に基づく幼児殺害が、障害を持つ幼児の殺害を含め、辺鄙な部族地域、特に南オモ（Omo）地域で続いていた。地元自治体はこの慣行を止めさせるべく、コミュニティ教育に取り組んだ。

故郷を追われた児童：2010 年の労働・社会問題省（Ministry of Labor and Social Affairs）の報告によると、約 150,000 名の児童が路上生活し、うち 60,000 名が首都に集中していた。同

省の報告によると、親の病気又は世帯所得不足が原因で家庭が児童を支えることができないため、問題がさらに悪化していた。同省が 2014 年に実施した調査での指摘によると、急速な都市化、違法な雇用ブローカー、都市でのより良い生活に対する高い期待、そして農村部から都市部への移住が問題に拍車を掛けていた。これらの児童は、時にはギャングの一味として物乞いを行ったり、非公式部門で働いたりしていた。同伴者のいない未成年者が多数、エリトリアからエチオピアに到着し続けていた（2.d 項参照）。

**施設収容児童：**UNICEF が公表した統計によると、2012 年に推定 450 万名の孤児が国内に居た。国営及び民営の児童養護施設は過密状態で、不衛生な状態の施設が多かった。厳しい資源制約を背景に、病院や児童養護施設は大抵、放棄された幼児を見過ごす、又は無視した。施設収容児童は十分な医療を受けていなかった。

**国際的な子の奪取：**エチオピアは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年のハーグ条約の締約国ではない。以下の URL で公開されている米国国務省の「*国際的な子の奪取に関する年次報告書 (Annual Report on International Child Abduction)*」を参照のこと。

[travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html](http://travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html)

(2016 年) 4 月 15 日、報告によると南スーダンから来たムルレ族の集団が、100 名余りの児童をガンベラ州から誘拐した（第 6 節、「他の社会的暴力又は差別」参照）。

## 反ユダヤ政策

ユダヤ人コミュニティの人口は約 2,000 名であった。反ユダヤ的行為の報告はなかった。

## 人身売買

以下の URL で公開されている米国国務省の「*人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)*」を参照のこと。

[www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/](http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/)

## 障害者

憲法では障害者に平等な権利を与えることを義務付けていない。法律では身体障害者及び精神障害者の雇用差別を禁じ、建物へのアクセスを義務付けているが、知的障害又は知覚障害には明示的に言及していない。聴覚障害者による自動車運転は違法である。

法律では障害に基づく雇用差別を禁じており、雇用主には障害者に適切な労働又は訓練の条件及び材料を提供する責任を負わせている。法律では具体的に、障害を抱える女性に対する付加的な負担を認識している。政府は、例えば聴覚障害者及び難聴者の公務員への通訳の割り当てなど、法律を執行する措置を限定的に講じた（7.d 項参照）。労働・社会問題省と公務員管理委員会（Public Servants Administration Commission）が、障害者雇用権利宣言（Proclamation on The Rights of Disabled Persons to Employment）の施行に責任を負っている。

法律では身体障害者が建物及びトイレ施設を利用できるようにすることを義務付けているが、アクセス可能性基準を定義する具体的規制は未導入であった。建物やトイレ施設はアクセスできない状態が普通であった。物件所有者はアパートの 1 階を障害者へ優先的に提供するよう要求され、これは尊重されていた。

障害を抱える女性は、教育と雇用の面で障害を抱える男性よりも不利であった。2010 年の人口理事会若年成人調査（Population Council Young Adult Survey）では、若年層障害者が健常者と比べ、学校に通う機会が少なかったことが分かった。同調査によると、障害を抱える女子は男子よりも就学率が低く、障害を抱える女子の就学率は 23 パーセントであったのに比べ、健常者では女子が 48 パーセント、男子が 55 パーセントであった。総体的に、調査対象の若年層障害者の 48 パーセントが、障害を理由に学校へ通わなかったと報告した。障害を抱える女子は、健常者の女子と比べ、身体的虐待や性的虐待の被害に遭う可能性もはるかに高かった。障害を抱える女子で性行為経験者のうち、33 パーセントが性行為の強制を経験したと報告した。同調査によると、障害を抱える男子の約 6 パーセントが調査直前 3 か月間に殴打された経験があったのに比べ、健常者の男子では 2 パーセントであった。

聴覚障害者及び視覚障害者向けの学校が複数あり、知的障害を抱える児童及び若者のための訓練センターも複数あった。9 州のうち 5 州の人工装具／整形外科施設から成るネットワークが形成されていた。

労働・社会問題省は障害関連問題に取り組んだ。CSO 法が依然、国内の団体、例えばエチオピア全国視覚障害者協会（Ethiopian National Association of the Blind）、エチオピア全国聴覚障害者協会（Ethiopian National Association of the Deaf）、及びエチオピア全国身体障害者協会（Ethiopian National Association of the Physically Handicapped）などにも、他の市民社会団体と同様に、悪影響を及ぼしていた。様々な国際団体や一部の国内 CSO が積極的に、特に障害者のためのアクセス可能性や職業訓練に関する課題に取り組んでいた。

障害者が投票や別の形で市民活動に参加する権利は法律で制約されていないが、アクセス性の欠如が参加を困難にする要因になり得る。2015 年 5 月の国政選挙におけるアフリカ連

合観察団の報告によると、補助が必要な投票者が常に、自身で選んだ人物又は投票所係員のいずれかから補助を提供されていた。ほとんどの投票所で障害者も出入りすることができ、高齢者、妊婦及び授乳中の母親と同様に、障害者も優先された。

## 国籍／人種／少数民族

エチオピアは 80 余りの民族を有し、人口の約 35 パーセントを占めるオロモ族が最も多い。連邦制度の境界線はおおよそ、主要民族の境界線に沿っている。ほとんどの政党が依然、主として民族型であるが、与党及び最大の野党のうち 1 党は、複数の民族型政党から成る連合である。

HRCO の報告によると、2015 年 12 月 12 日にオロミア州南西ショア（Shoa）地区のアメヤ（Ameya）で数名のオロモ族の抗議集団が複数のアムハラ族住民の家屋と財産を焼失させた。HRCO の報告によると、この攻撃により、数百名の農業者が移転を余儀なくされ、800 棟余りの家屋が破壊された。報告によると、多数のアムハラ族農業者が報復として 96 名のオロモ族農業者の家屋を全焼させた。2つのコミュニティが合同会合を開き、双方が攻撃を非難した。彼らは破壊された家屋の再建に共同で取り組んでいた。

## 性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別及び他の虐待

合意の上であっても同性同士の性的活動は違法で、3 年以上 15 年以下の懲役に処せられ得る。レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー及びインターセックス（LGBTI）者に対する差別を禁ずる法律はない。LGBTI 者に対する暴力の報告が数件あったが、報復、差別又は汚名の心配から、報告は限られた。LGBTI 者に対する虐待の捜査に役立つ憎悪犯罪関連法又は他の刑事司法機構は存在しない。LGBTI 者は、深刻な社会的汚名や、合意の上での同性同士の性的活動が違法であることを理由に、自分が LGBTI 者であることを明かさなかった。LGBTI コミュニティで活動する複数の活動家が、尾行され、時には身の安全を危惧することもあったと述べた。同性同士の性的活動の容疑で収監された人々について進展の報告はなかった。

アディス・アベバに在る AIDS リソース・センター（AIDS Resource Center）の報告によると、自らゲイ及びレズビアンと告白した人々の大部分（ほとんどが男性）が、差別を避けるための行動変革の支援を要請した。多数のゲイ男性が不安、困惑、自己同一性の危機、抑鬱、自己排斥、宗教的対立、及び自殺未遂を報告した。

## HIV 及び AIDS に対する社会的汚名

HIV/AIDS 感染者に対する社会的な汚名や差別が依然、教育、雇用、及び地域融合の分野で続いていた。HIV/AIDS 感染者は様々なサービスの利用が困難であると報告した。この問題の規模に関する統計はなかった。

## 他の社会的暴力又は差別

ガンベラ州での暴動や抗議活動中の暴力など、暴力が発生していた。

(2016 年) 4 月 15 日、報告によると、南スーダンから国境を越えてエチオピアに来たムルレ族の武装集団が、ガンベラ州ヌエル (Nuer) 地区の 3 つの街区で 200 名余りの女性や児童を殺害した。報告によると、攻撃者はさらに 100 名余りの児童を誘拐し、数千頭の牛を盗んだ。ムルレ族の攻撃によって同州は、(2016 年) 1 月 20 日に始まったヌエル族とアヌアク (Anuak) 族の民族間紛争が原因で既に圧力を受けていた不安定な状態がさらに悪化した。

(2016 年) 4 月 21 日、報告によると、ガンベラ州のジェウイ (Jewi) キャンプで暮らしていた複数の南スーダン人難民が、ある国際 NGO から中学校施設の建設を請け負っていたエチオピア人 10 名を殺害した。この暴動は、NGO 請負業者のトラックが難民児童 2 名を撥ねて死なせてしまったことが誘因であった。当局は難民 53 名を殺害容疑で拘留し、うち 23 名を (2016 年) 8 月 15 日に刑事告訴した。難民・帰還者問題局 (Administration for Refugee and Returnee Affairs) によると、政府は裁判で難民の代理を務める公選弁護士 2 名を提供した。UNHCR の保護課と赤十字国際委員会が被拘留者との面会を許可され、訴訟プロセスを観察した。

(2016 年) 6 月 29 日、アディス・アベバ市内のニファス・シルク・ラフト (Nifas Silk Laphto) 準都市のハナ・マリアム (Hana Mariam) 地区、フリ (Furi) 地区及びマンゴー・チェッフエ (Mango Cheffe) 地区の住民が、市役所による住民強制退去作戦の開始時に警察と衝突し、警察官 2 名と地元当局者 1 名を殺害した。アディス・アベバ警察委員会と政府通信問題室 (Government Communication Affairs Office) の双方が殺害を確認した。

## 第 7 節 労働者の権利

### a 結社の自由及び団体交渉権

憲法及び法律では労働者に、ただし公務員及び主に公共部門における一部の種類の労働者

を除き、組合を結成し加入する権利、合法的ストライキを実施する権利、及び団体交渉を行う権利を与えているが、他の規定及び法律により、これらの権利が厳しく制約、又は過剰に規制されている。法律では特に管理職、教員、医療従事者、裁判官、検察官、保安業務労働者、家事労働者、及び農業部門の季節的臨時労働者による組合結成を禁じている。

組合を結成するには 10 名以上の労働者が必要である。法律ではあらゆる組合に登録する権利を与えているが、政府は、過去 10 年以内に組合指導者が非政治的有罪判決を受けた経歴や、違法な組合活動目的の存在を理由とする場合を含め、登録要件を満たさない労働組合の登録を拒否することができる。政府は組合の登録を一方的に抹消することができる。労働者は単一の雇用において複数の労働組合に加入することはできない。法律では、労働組合組織が公然と政治的な形で行動することを禁じている。法律では、政治的行為など禁止された活動への関与を理由に行政当局が組合登録を抹消したい場合に裁判所へ上訴することを認めている。

労働者が自由に結社する権利及び組織化する権利を明示的又は潜在的に侵害している他の法律や規制の例として、CSO 法、CSO 法を補強する慈善団体に関する閣僚評議会（Council of Ministers）規制第 168/2009 号、及び ATP が挙げられる。国際労働機関（ILO）の条約・勧告の適用に関する専門家委員会（Committee of Experts on the Application of Conventions and Recommendations）の指摘によると、CSO 法は、登録プロセス、内部管理プロセス及び組織解散プロセスを通じた措置を含め、労働者が組織化する権利に干渉する権限を政府に与えている。

法律では団体交渉権を認めているものの、この権利は厳しく制約されていた。団体協約の改正又は代替を狙いとする公称は、協約失効前 3 か月以内に完了しなければならず、完了しなければ賃金及び他の給付金に関する規定は適用されなくなる。公務員は、公立学校教員を含め、職業団体を創設し加入する権利を有するが、賃上げ又は労働条件改善を交渉する権利はない。公共部門での仲裁手続は、民間部門の場合より制約が多い。法律では労働者団体又は雇用主団体いずれかの創設、機能又は管理における他の代理人による干渉行為に対して効果的かつ適切な制裁措置を規定していない。

憲法及び法律では労働者が自分達の利益を守るためにストライキを行う権利を与えているものの、極めて複雑で時間の掛かる形式を細かく規定しているため、合法的ストライキは実際のところ困難である。法律では労働者が不当な扱いを受けた場合にストライキを行う前に雇用主との和解を試みるよう要求しており、長期間に及ぶ紛争解決プロセスも盛り込まれている。これらの規定は雇用主が労働者をロックアウトする権利にも同様に適用される。関係する労働者の 3 分の 2 が、ストライキが許可され前にストライキに賛成しなければ

ばならない。訴訟が既に裁判所又は労働関連審議会へ付託されている場合、労働者はこれらの選択肢のいずれに頼ることもなくストライキを行う権利を保持するが、前提条件として遅くとも 10 日前までに相手方及び労働・社会問題省へ通知し、和解に努めなければならない。

法律では不可欠なサービスを提供する労働者によるストライキも禁じており、例として空港及び都市部のバス業務労働者、電力供給業者、ガソリンスタンド職員、病院及び薬局の職員、消防隊員、電気通信業者職員、及び都市衛生作業者が挙げられる。不可欠なサービスのリストは ILO が定義する不可欠なサービスの範囲を超えている。法律ではストライキ実施者に対する報復を禁じている一方、無許可のストライキ措置に関与した組合及び労働者に対する民事罰又は刑事罰も規定している。この規定に違反すると、組合の場合は 1,200 ブル（53 ドル）以下の罰金、個人労働者の場合は 300 ブル（13 ドル）以下の罰金に処せられる犯罪に該当する。刑法規定にもっと厳しい罰則規定がある場合、刑法での罰則規定が適用可能となる。政府は「不可欠のサービス」でストライキを実行した組合を解散させることができる。

非公式部門の労働者は、家事労働者を含め、組合化されておらず、労働関連法による保護を受けていなかった。労働者は、雇用関係を結んでいる人と定義されている。政府は職員不足のため、法律で保護される部門にすら適用可能な法律を効果的に執行することができない状況であった。裁判手続は長期間に及ぶ遅延や上訴の影響を受けやすかった。

結社の自由と団体交渉権は尊重されたが、法的問題がいくつか残っていた。ILO は、禁止された団体、会合及び集会の首謀者、主催者又は指揮者を処罰するために政府がテロ対策法を使用したという申し立てに批判的であった。政府は全国教職員組合（NTA : National Teachers Union）の 4 年目の登録を、全国教職員協会が既に存在することと、NTA の登録申請が CSO 法に従って提出されなかったことを理由に拒否した。2013 年に ILO の使節団が業務視察を実施し、政府が NTA の登録を約束する旨の労働・社会問題省との共同声明に署名していた。ILO のエチオピア事務所がこのメッセージをあらためて表明し、この紛争を命名権及び離散ユダヤ人の構成員資格に焦点を当てた行政上の争点として特徴付けた。

政府は国民による団体交渉権の行使を許可した一方、企業組合はプラントレベルでの賃金交渉を許可されている。公式産業部門の組合は労働関連規制の執行に尽力した。

反組合活動が発生していたが、ほとんど報告されなかった。法律では反組合差別禁じているにも関わらず、複数の組合の報告によると、雇用主は組合活動家を解雇していた。一部の主要な外国人投資家が概して労働者による組合結成を許可せず、しばしば組合指導者を

異動又は解雇し、組合員に組合を脱退するよう威嚇し圧力を掛けたという、未確認の報告が複数あった。不法解雇を申し立てる訴訟は、裁判所が未処理訴訟を抱えている関係上、解決まで数年間を要することが多い。反組合差別で有罪と認定された雇用主は、組合活動を理由に解雇された労働者の復職を要求され、概してそのように対応した。法律ではストライキ実施者に対する報復を禁じており、違反事例の報告はなかった。労働関連当局者の報告によると、高い失業率、報復の恐れ、そして労働訴訟の聴聞の長期間に及ぶ遅延が、ストライキ又は他の労働行為に労働者が参加することを抑止する要因であった。

## b 強制労働の禁止

2015年8月、連邦政府は人身売買禁止を包括的に見直す刑法改正を制定した。刑法では奴隷、借金による束縛、強制売春及び隷属を含む人身売買及び搾取について、終身刑及び罰金500,000ブル（22,197ドル）を限度とする厳罰を規定している。

湾岸諸国への労働者移住禁止は引き続き有効であったが、（2016年）2月、政府は改正国外雇用宣言（Revised Overseas Employment Proclamation）（改正第923/2016号）を制定し、これは労働者移住禁止の撤廃に向けた重要な前提条件であった。

法律ではあらゆる形態の強制労働を禁じているが、懲罰的措置として裁判所が強制労働を命じることは認めている。奴隷は、たとえ表面的であっても、5年以上20年以下の懲役及び罰金に処せられ得る。政府は法律を効果的に執行せず、強制労働が発生していた。警察は連邦レベルと州レベルで、人身売買及び搾取に焦点を当てた研修の受講を始めた。大人も子どもも、路上販売、物乞い、伝統的製織、又は農作業で強制労働させられていた。児童は家事労働も強制させられていた。借金を肩に束縛する状況も、伝統的な製織、窯業、牛の世話、及び他の農業活動で発生し、ほとんどが農村部に集中していた。女子は近隣のアフリカ諸国での奴隷的家事労働や売春で搾取されていた。エチオピア人女性が仕事のため、あるいは虐待を働く雇用主から逃れて中東へ移住しても、性的人身売買の被害者になりやすかった。成人男性や男子は湾岸諸国及び他のアフリカ諸国へ移住し、中には強制労働させられる者も居た。

政府は時々、囚人を刑務所外で民間企業に派遣することもあったが、これはILOによると強制労働に該当すると考えられる慣行である。

以下のURLで公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書（*Trafficking in Persons Report*）」も参照のこと。

[www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/](http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/)

### c 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

法律により、最低有給雇用年齢は 14 歳である。ただし、この最低年齢規定は契約労働に限り適用され、自営又は無給労働の児童には適用されない。法律では 14 歳～18 歳の児童による危険作業又は夜間作業を禁じている。法律では危険作業を、児童の健康を損ねるおそれのある作業と定義している。禁止される労働部門の例として旅客輸送、発電所労働、工場労働、地下作業、街路清掃など多数が挙げられる。法律では 16 歳未満の児童が職業訓練校に通う場合について、危険作業禁止から明示的に除外している。法律では 14 歳～18 歳の児童の 1 日 7 時間を超える労働、午後 10 時から翌午前 6 時までの労働、あるいは公休日又は安息日の労働を許可していない。

児童労働は依然、深刻な問題であった。熟練の労働監察官が少なく、執行資源も足りない結果、多数の違反が発生した。労働安全衛生措置は効果的に執行されず、著しい数の児童が禁止対象労働部門、特に建設部門で働いていた。

就学率は低く、特に農村部で低かった。学校へ通うことの重要性を説明するため、NGO と政府の合同でのコミュニティベースの意識高揚活動では、児童が農作業に従事する状況が顕著な地域に的を絞った。政府は、農業部門での児童労働問題対策として、農業慣行の近代化と学校建設に投資した。

農村部でも都市部でも、児童は幼い時期に労働を始める例が多かった。児童労働が特に蔓延していたのは自給自足農業生産、伝統的製織、漁業及び家事労働であった。建設業で働く児童が増加傾向にあった。農村部の児童、特に男子は牛の世話、小商い、耕耘、収穫及び種蒔きなどの活動に従事した一方、他の児童、ほとんどが女子は薪集めや水汲みを行っていた。児童は金の生産現場で働いていた。小規模金鉱で児童は採鉱ピットを掘ったり、重い水を運んだりしていた。都市部の児童は、孤児を含め、家事労働に従事し、長時間働かされることが多く、普通に学校に通うことができない状況であった。児童は製造業、靴磨き、衣類製造、駐車場、公共輸送、小商い、荷物運び、タクシーへの顧客誘導などにも従事していた。一部の児童は危険な環境で長時間に渡り、賃金をほとんど又は全くもらえずに、また労働安全保護も受けずに働いていた。児童労働者は雇用主から身体的、性的及び情緒的虐待を受けることが多かった。

以下の URL で公開されている米国労働省の「最悪の形態の児童労働に関する所見 (*Findings on the Worst Forms of Child Labor*)」も参照のこと。

[www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/](http://www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/)

#### d 雇用及び職業に関する差別

法律では人種、民族、出身国、性別、婚姻状態、宗教、政治的所属、政治的見解、妊娠、社会経済的地位、障害、又は「他の何らかの条件」に基づく差別を禁じている。法律では特に、妊婦及び障害者に対する付加的負担を認識している（第6節参照）。性的指向、性同一性、及び HIV 陽性状態は具体的に保護対象とされていない。上記を理由とする差別の罰則は罰金 1,200 ブル（53 ドル）である。政府が法律執行のために講じた措置は限定的であった。

雇用及び職業での差別は女性に対して発生し、女性は男性よりも雇用機会が少なく、就職できても同等の仕事に対して給与が同等ではなかった。

移民労働者に対する差別も発生していた（7.e 項参照）。

#### e 受入れ可能な労働条件

全国的な最低賃金は定められていない。一部の政府機関や公共企業が独自に最低賃金を定めている。賃金所得者が最も多い公共部門職員の最低月給は約 420 ブル（19 ドル）であった。貧困所得水準の公式推定は月額 315 ブル（14 ドル）であった。

割合はごくわずかであるが、都市部に集中する一部の人々が賃金労働雇用に関わっていた。非公式部門の賃金は、概して最低生活水準より低かった。

法律では週 48 時間の法定最大労働時間、24 時間の休息期間、及び残業手当を規定し、過剰な義務的残業を禁じている。エチオピアは年間 13 日の有給公休日を設けている。法律では公共企業及び政府系金融機関の職員が残業手当を支給される権利と、公務員が残業分を相殺する時間を与えられる権利を規定している。政府、産業及び組合が労働安全衛生基準の交渉を行った。法律により具体的に組合化の対象から除外される労働者は、家事労働者及び農業部門の季節的臨時労働者を含め、概して職場での安全衛生規制の恩恵に与ってなかった。

労働・社会問題省の監察部門は職場基準の執行に責任を負っていた。同省によると 2015 年時点で 423 名の労働監察官が居り、2015 年に 37,500 件の監察を完了した。労働監察官は基準を効果的に執行していなかった。同省におけるひどく制限された事務管理能力、違反の申し立てを受理、調査及び追跡するための効果的な仕組みの欠如、そして詳細な部門別の

安全衛生ガイドラインの欠如が、これらの基準の効果的な執行を阻害する要因であった。様々な種類の違反に対する罰則はせいぜい 300 ブル（13 ドル）～1,000 ブル（44 ドル）の罰金で、これだけでは違反を抑止するには不十分である。

農業部門の季節労働者の報酬、給付及び労働条件は、組合化された常勤農業従事者よりはるかに低水準であった。政府は法律執行措置をほとんど講じなかった。公式部門の労働者はほとんどが週 39 時間勤務であった。多数の外国人労働者、移民労働者及び非公式部門労働者が週 48 時間を超えて働いていた。

労働者は自分の雇用を危うくすることなく、危険な状況から身を脱する権利を有し、労働者がこの権利を行使したという報告はなかった。危険な労働条件は、エチオピアの経済の主要な基盤である農業部門に存在していた。建設部門と工業部門における危険な搾取的労働条件の報告もあったが、死亡者や負傷者に関するデータは入手できなかった。